

平成九年政令第八十六号

厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成八年法律第八十二号）の施行に伴い、及び同法の規定に基づき、この政令を制定する。

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 退職一時金等の返還に関する経過措置（第三条―第六条）

第三章 平成二十四年一元化法改正前国共済法による長期給付の支給要件に関する経過措置（第七条・第八条）

第四章 存続組合に関する経過措置（第九条―第十一条）

第五章 存続組合が支給する平成二十四年一元化法改正前国共済法による長期給付に関する経過措置（第十二条―第十七条）

第六章 指定基金に関する経過措置（第十八条―第二十六条）

第七章 存続組合又は指定基金に係る費用の負担に関する経過措置（第二十七条―第三十一条）

第八章 旧適用法人施行日前期間を有する者で施行日以後に国家公務員共済組合の組合員となるもの等に関する経過措置（第三十二条―第三十四条）

附則

第一章 総則（趣旨）

第一条 この政令は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、存続組合等が支給する被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。以下「平成二十四年一元化法改正前国共済法」という。）による長期給付の支給要件、当該長期給付の額の算定、存続組合等に係る費用の負担等に関し必要な経過措置を定めるものとする。

（用語の定義）

第二条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 改正後国共済法、改正後国共済施行法、改正前国共済法、改正前国共済施行法、昭和三十九年国民年金等改正法、日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合、日本鉄道共済組合又は旧適用法人共済組合、それぞれ厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成八年改正法」という。）附則第三条各号に規定する改正後国共済法、改正後国共済施行法、改正前国共済法、改正前国共済施行法、昭和三十九年国民年金等改正法、日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合、日本鉄道共済組合又は旧適用法人共済組合をいう。

二 旧適用法人施行日前期間、被保険者期間とみなされた組合員期間、存続組合、特例年金給付、特例一時金給付又は指定基金、それぞれ平成八年改正法附則第二十四条第二項、第三十一条第一号、第三十二条第二項、第三十三条第一項又は第四十八条第一項に規定する旧適用法人施行日前期間、被保険者期間とみなされた組合員期間、存続組合、特例年金給付、特例一時金給付又は指定基金をいう。

三 退職特例年金給付、障害特例年金給付又は遺族特例年金給付、それぞれ特例年金給付のうち、退職を支給事由とするもの、障害を支給事由とするもの又は死亡を支給事由とするものをいう。

第二章 退職一時金等の返還に関する経過措置
（厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の受給権を有する者に係る退職一時金等の返還に関する経過措置）

第三条 平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付（平成八年改正法附則第十五条第一項第二号及び第三号に掲げる者に係る同項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法によるものを除く。以下この条において同じ。）の受給権を有する者で、平成八年改正法の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前国共済法附則第

十二条の十二第二項（改正前国共済法附則第十条の十三後段（改正前国共済施行法第十五条第三項において準用する場合を含む。）並びに改正前国共済施行法第十四条第二項後段及び第三項並びに第十五条第二項後段において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）の規定による申出をしなかったもの（施行日の前日において改正前国共済法附則第十二条の十二第二項に規定する六十日を経過する日が到来しているものに限る。）に係る改正前国共済法附則第十二条の十二第一項（改正前国共済施行法第十四条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第十二条の十三（改正前国共済施行法第十五条第三項において準用する場合を含む。）又は改正前国共済施行法第十四条第一項若しくは第十五条第一項の規定により返還すべきこととされているこれらの規定に規定する金額の返還については、なお従前の例による。

2 平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の受給権を有する者で、施行日前に改正前国共済法附則第十二条の十二第二項、改正前国共済施行法第四十一条第二項第三号若しくは第五項又は昭和六十年国共済改正法附則第六十二条第二項（昭和六十年国共済改正法附則第六十三条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による申出をしたものについては、改正前国共済法附則第十二条の十二第三項（改正前国共済施行法第十五条の十三後段（改正前国共済施行法第十五条第三項において準用する場合を含む。）並びに改正前国共済施行法第十四条第二項後段及び第三項並びに第十五条第二項後段において準用する場合を含む。）、改正前国共済施行法第四十一条第二項第三号若しくは第五項又は昭和六十年国共済改正法附則第六十二条第二項（昭和六十年国共済改正法附則第六十三条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による申出をしたもの）に相当する額を加えた額（以下この条において「支給一時金額等」という。）に相当する金額を、当該退職特例年金給付等の受給権を有するものとされた日の属する月の翌月から一年（当該退職特例年金給付等の額の二分の一に相当する額が当該支給一時金額等に満たない者にあつては、一年に財務省令で定める期間を加えた期間）以内に、一時に又は分割して、当該退職特例年金給付等の受給権を有する者が施行日前に最後に所屬していた旧適用法人共済組合に係る存続組合又は指定基金に返還しなければならない。

3 平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の受給権を有する者で、施行日前に改正前国共済法附則第十二条の十二第二項の規定による申出をしなかったもの（施行日の前日において同項に規定する六十日を経過する日が到来しているものを除く。）については、施行日の前日において同項の規定による申出をしたものとみなして、前項の規定を適用する。

（施行日以後において退職特例年金給付等の受給権を有することとなる者等に係る退職一時金の返還に関する経過措置）

第四条 改正前国共済法附則第十二条の十二第一項各号に掲げる一時金である給付を受けた者が、施行日以後において退職特例年金給付若しくは障害特例年金給付又は平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付（平成八年改正法附則第十五条第一項第二号及び第三号に掲げる者に係る同項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法によるものに限る。）（以下第六条までにおいて「退職特例年金給付等」という。）の受給権を有することとなつたときは、当該一時金として支給を受けた額に利子に相当する額を加えた額（以下この条において「支給一時金額等」という。）に相当する金額を、当該退職特例年金給付等の受給権を有するものとされた日の属する月の翌月から一年（当該退職特例年金給付等の額の二分の一に相当する額が当該支給一時金額等に満たない者にあつては、一年に財務省令で定める期間を加えた期間）以内に、一時に又は分割して、当該退職特例年金給付等の受給権を有する者が施行日前に最後に所屬していた旧適用法人共済組合に係る存続組合又は指定基金に返還しなければならない。

2 前項に規定する利子は、同項に規定する一時金の支給を受けた日の属する月の翌月から退職

施行日以後の支給期月ごとにこれらの規定により控除されることとなる金額に相当する金額を、財務省令で定めるところにより、これらの規定に規定する年金たる給付の受給権を有する者で旧適用法人共済組合の組合員であつた者が施行日前に最後に所屬していた旧適用法人共済組合に係る存続組合又は指定基金に返還しなければならない。

（施行日以後において退職特例年金給付等の受給権を有することとなる者等に係る退職一時金の返還に関する経過措置）

（施行日以後において退職特例年金給付等の受給権を有することとなる者等に係る退職一時金の返還に関する経過措置）

（施行日以後において退職特例年金給付等の受給権を有することとなる者等に係る退職一時金の返還に関する経過措置）

（施行日以後において退職特例年金給付等の受給権を有することとなる者等に係る退職一時金の返還に関する経過措置）

（施行日以後において退職特例年金給付等の受給権を有することとなる者等に係る退職一時金の返還に関する経過措置）

（施行日以後において退職特例年金給付等の受給権を有することとなる者等に係る退職一時金の返還に関する経過措置）

特例年金給付等の受給権を有することとなった日の属する月までの期間に及び、年三・五パーセント（当該一時金の支給を受けた日の属する月の翌月から平成十三年三月までの期間については年五・五パーセント、同年四月から平成十七年三月までの期間については年四・パーセント、同年四月から平成十八年三月までの期間については年一・六パーセント、同年四月から平成十九年三月までの期間については年二・三パーセント、同年四月から平成二十年三月までの期間については年二・六パーセント、同年四月から平成二十一年三月までの期間については年三・二パーセント、同年四月から平成二十二年三月までの期間については年三・七パーセント、同年四月から平成二十三年三月までの期間については年四・三パーセント、同年四月から平成二十四年三月までの期間については年四・九パーセント、同年四月から平成二十五年三月までの期間については年五・五パーセント、同年四月から平成二十六年三月までの期間については年六・一パーセント、同年四月から平成二十七年三月までの期間については年六・七パーセント、同年四月から平成二十八年三月までの期間については年七・三パーセント、同年四月から令和二年三月までの期間については年七・九パーセント、同年四月から令和三年三月までの期間については年八・五パーセント、同年四月から令和四年三月までの期間については年九・一パーセント、同年四月から令和五年三月までの期間については年九・七パーセント、同年四月から令和六年三月までの期間については年一〇・三パーセント、同年四月から令和七年三月までの期間については年一〇・九パーセント、同年四月から令和八年三月までの期間については年一・七パーセント、同年四月から令和九年三月までの期間については年二・三パーセント、同年四月から令和十年三月までの期間については年二・九パーセント、同年四月から令和十一年三月までの期間については年三・五パーセント）の利率で複利計算の方法によるものとする。

3 第一項に規定する者の遺族が施行日以後において遺族特例年金給付の受給権を有することとなったときは、同項に規定する者が支給を受けた同項に規定する一時金の額に利子に相当する額を加えた額（同項に規定する者が退職特例年金給付等又は平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付（平成八

年改正法附則第十五条第一項第二号及び第三号に掲げる者に同項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法によるものを除く。）の受給権を有していた場合には、支給一時金額等又は改正前国共済法附則第十二条の十二第一項に規定する支給額等若しくは昭和六十年国共済改正法附則第六十二条第一項に規定する支給額等に相当する金額（前条若しくは第一項又は改正前国共済法附則第十二条の十二第一項若しくは第三項若しくは昭和六十年国共済改正法附則第六十二条第一項若しくは第三項の規定により既に返還された金額がある場合には、当該相当する金額から当該返還された金額を控除した金額とする。以下この項において「要返還支給一時金額等」という。）を、当該遺族特例年金給付の受給権を有することとなった日の属する月の翌月から一年（当該遺族特例年金給付の額の二分の一に相当する額が当該要返還支給一時金額等に満たない遺族にあつては、一年に財務省令で定める期間を加えた期間）以内に、一時に又は分割して、当該第一項に規定する者が施行日前に最後に所属していた旧適用法人共済組合法に係る存続組合又は指定基金に返還しなければならぬ。

4 第二項の規定は、前項に規定する利子について準用する。

5 第一項又は第三項の規定による返還すべき金額が千円未満であるときは、これらの規定にかかわらず、これらの規定による返還は要しないものとする。

6 第一項、第二項及び前項の規定は、改正前国共済法附則第十二条の十二第一項各号に掲げる一時金である給付を受けた者が施行日以後において被保険者期間とみなされた組合員期間を計算の基礎とする厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による老齢厚生年金又は障害厚生年金の受給権を有することとなった場合（第一項の規定の適用を受ける場合を除く。）について準用する。

7 第三項から第五項までの規定は、第一項又は前項に規定する者の遺族が施行日以後において被保険者期間とみなされた組合員期間を計算の基礎とする厚生年金保険法による遺族厚生年金の受給権を有することとなった場合（第三項の規定の適用を受ける場合を除く。）について準用する。

8 存続組合又は指定基金は、前二項の規定の適用を受けることとなった者に対する厚生年金保険法による年金たる保険給付の支給状況につき、厚生労働大臣に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

（施行日以後において退職特例年金給付等の受給権を有することとなる者等に係る一時恩給等の返還に関する経過措置）

第五節 改正前国共済法附則第十四条第一項に規定する者が、施行日以後において退職特例年金給付等（障害特例年金給付以外の給付にあつては、その額の計算の基礎となる旧適用法人施行日前期間が二十年以上であるもの又は特例受給資格を有する者に係るものに限る。以下この条において同じ。）の受給権を有することとなつたときは、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第九十七条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号。以下「平成二十四年一元化法改正前施行法」という。）第百二十四条第一項に規定する支給額を、当該退職特例年金給付等の受給権を有することとなった日の属する月の翌月から一年（当該退職特例年金給付等の額の二分の一に相当する額が当該支給額に満たない者にあつては、一年に財務省令で定める期間を加えた期間）以内に、一時に又は分割して、当該退職特例年金給付等の受給権を有する者が施行日前に最後に所属していた旧適用法人共済組合法に係る存続組合又は指定基金に返還しなければならぬ。

2 前条第一項及び第二項の規定は、旧法等（改正前国共済法附則第二条第二号の二）に規定する旧法等をいう。第四項において同じ。）の規定による退職一時金を受けた更新組合員等（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第九十八条の規定（平成二十四年一元化法附則第九十八条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の昭和六十年国共済改正法（以下「平成二十四年一元化法改正前昭和六十年改正法」という。）附則第十六条第七項に規定する更新組合員等をいう。以下同じ。）が施行日以後において退職特例年金給付等の受給権を有することとなった場合について準用する。

3 第一項に規定する者の遺族が施行日以後において遺族特例年金給付の受給権を有することとなったときは、平成二十四年一元化法改正前施行法第十四条第一項に規定する支給額に相当する金額（第三号若しくは第一項又は改正前国共済法附則第十四条第一項若しくは第二項、昭和六十年国共済改正法附則第六十三条第一項若しくは同条第二項において準用する昭和六十年国共済改正法附則第六十二条第三項の規定により既に返還された金額がある場合には、当該相当する金額から当該返還された金額を控除した金額とする。以下この項において「要返還支給額」という。）を、当該遺族特例年金給付の受給権を有することとなった日の属する月の翌月から一年（当該遺族特例年金給付の額の二分の一に相当する額が当該要返還支給額に満たない遺族にあつては、一年に財務省令で定める期間を加えた期間）以内に、当該第一項に規定する者が施行日前に最後に所属した旧適用法人共済組合法に係る存続組合又は指定基金に返還しなければならぬ。

4 前条第三項及び第四項の規定は、旧法等の規定による退職一時金を受けた更新組合員等の遺族が施行日以後において遺族特例年金給付の受給権を有することとなった場合について準用する。

5 第一項に規定する特例受給資格を有する者は、平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法附則第十三条第一項及び第十三条の五並びに平成二十四年一元化法附則第九十七条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第八号及び第九号（これらの規定を平成二十四年一元化法附則第九十七条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第二十二條第一項、第二十三條第一項及び第四十八條第一項において準用する場合を含む。）並びに第二十五條（平成二十四年一元化法附則第九十七條の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第二十七條において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける者という。

6 前条第五項の規定は、第一項の規定、第二項において準用する同条第一項の規定、第三項の規定による返還すべき金額が千円未満である場合について準用する。

(施行日以後において退職特例年金給付等の受給権を有することとなる移行組合員等に係る一時金の返還に関する経過措置)

第六条 改正前国共済法第四十一条第二項第三号の申出をした者が施行日以後において退職特例年金給付等の受給権を有することとなった場合における同号の返還は、同条第三項に規定する支給額等を、当該退職特例年金給付等の受給権を有することとなった日の属する月の翌月から一年(当該退職特例年金給付等の額の二分の一に相当する額が当該支給額等に満たない者にあつては、一年に財務省令で定める期間を加えた期間)以内に、一時に又は分割して、当該退職特例年金給付等の受給権を有する者が施行日前に最後に所属していた旧適用法人共済組合に係る存続組合又は指定基金に返還することにより行うものとする。

2 前項に規定する者の遺族が施行日以後において退職特例年金給付の受給権を有することとなった場合における改正前国共済法第四十一条第二項第三号の返還は、同条第三項に規定する支給額等に相当する金額(第三条第二項若しくは前項又は改正前国共済法第四十一条第三項の規定により既に返還された金額がある場合は、当該相当する金額から当該返還された金額を控除した金額とする。)の二分の一に相当する金額(以下この項において「要返還支給額等」という。)を、当該遺族特例年金給付の受給権を有することとなった日の属する月の翌月から一年(当該遺族特例年金給付の額の二分の一に相当する額が当該要返還支給額等に満たない遺族にあつては、一年に財務省令で定める期間を加えた期間)以内に、一時に又は分割して、当該前項に規定する者が施行日前に最後に所属していた旧適用法人共済組合に係る存続組合又は指定基金に返還することにより行うものとする。

3 第一項の規定は、改正前国共済法第四十一条第二項第三号の申出をした者が施行日以後において被保険者期間とみなされた組合員期間を計算の基礎とする厚生年金保険法による老齢厚生年金又は障害厚生年金の受給権を有することとなった場合(第一項の規定の適用を受ける場合を除く。)について準用する。
4 第二項の規定は、第一項又は前項に規定する者の遺族が施行日以後において被保険者期間とみなされた組合員期間を計算の基礎とする厚生

年金保険法による遺族厚生年金の受給権を有することとなった場合(第二項の規定の適用を受ける場合を除く。)について準用する。
5 第四条第八項の規定は、前二項の規定の適用を受けることとなった者について準用する。

第三章 平成二十四年一元化法改正前国共済法による長期給付の支給要件に関する経過措置
第七條 平成八年改正法附則第三十一条第一号に規定する政令で定める者は、平成二十四年一元化法改正前国共済法中退職共済年金の支給要件に関する規定については第一号に掲げる者とし、平成二十四年一元化法第二号の規定による改正前の国家公務員共済組合法中障害共済年金及び障害一時金の支給要件に関する規定については第二号に掲げる者とする。

一 被保険者期間とみなされた組合員期間以外の旧適用法人施行日前期間を有しない者であつて、次に掲げる者のいずれかに該当するもの
イ 日本電信電話共済組合の組合員であつた期間を有する者
ロ 日本たばこ産業共済組合の組合員であつた者で平成二年三月三十一日以前に退職した者
ハ 日本鉄道共済組合の組合員であつた者で平成二年三月三十一日以前に退職した者
ニ 改正前国共済法附則第十二条の七第二項の規定の適用を受ける者に限る。
五 第五条第五項に規定する特例受給資格を有する者(被保険者期間とみなされた組合員期間が二十年未満であるものに限る。)
ホ イからニまでに掲げる者に類する者として財務省令で定めるもの

二 被保険者期間とみなされた組合員期間以外の旧適用法人施行日前期間を有しない者であつて、旧適用法人施行日前期間内に初診日(改正前国共済法第八十一条第一項に規定する初診日をいう。以下同じ。)がある傷病により施行日以後において平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第八十一条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態又は平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第八十七条の五第一項に

規定する政令で定める程度の障害の状態になつた者で、次に掲げる者のいずれかに該当するもの
イ 前号イに掲げる者
ロ 厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書(同法第四十七条の二第二項及び第四十七条の三第二項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定に該当したことにより当該傷病について障害厚生年金又は障害手当金を受ける権利を取得しない者
ハ イ又はロに掲げる者に類する者として財務省令で定めるもの
2 平成八年改正法附則第三十一条第二号に規定する政令で定める者は、被保険者期間とみなされた組合員期間以外の旧適用法人施行日前期間を有しない者が死亡した場合のその者の遺族であつて、次に掲げる者のいずれかに該当するものとする。
一 前項第一号イ又はニに掲げる者が死亡した場合のその者の遺族
二 旧適用法人共済組合の組合員であつた者が、旧適用法人施行日前期間内に初診日がある傷病により施行日以後において当該初診日から起算して五年を経過する前に死亡した場合のその者の遺族(厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書の規定に該当したことにより遺族厚生年金を受ける権利を取得しない場合に限る。)
三 旧国共済法の障害等級の三級に該当する障害の状態にある旧国共済法による障害年金の受給権を有する者が死亡した場合のその者の遺族
四 前三号に掲げる者に類する者として財務省令で定めるもの
第八條 平成八年改正法附則第三十一条の規定により適用するとされた平成二十四年一元化法改正前国共済法中長期給付の支給要件に関する規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第七十組合員期間を六条第一項	旧適用法人施行日前期間(厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。)附則第二十四条第二項に規定する旧適用法人施行日前期間をいう。以下同じ。)を
次の各号のいずれか	第一号
第七十組合員期間等(組適用法人施行日前期間、旧適用組合員期間、法人施行日前期間以外の組合員期間)	旧適用法人施行日前期間等(旧六条第一項等(組適用法人施行日前期間、旧適用組合員期間、法人施行日前期間以外の組合員期間)をいう。以下同じ。)
附則第七	附則第九條第一項
二十五年以上である者が、	二十五年以上である者が
退職した	退職した
後に組合員となることなくして	後に組合員となることなくして
退職したとき	旧適用法人施行日前期間等が十年以上である者となつたとき
第八十負傷した	負傷した者(旧適用法人施行日前期間を有する者に限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。)
第一項	組合員で平成八年改正法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号。第八十八条第一項第二号において「改正前国共済法」という。)第三条第一項に規定する組合の組合員であつたもの(以下この条及び第八十七条の五第一項において「組合員であつたもの」という。)
において、	(その日が平成八年改正法の施行の日(以下「施行日」という。))以後のものに限る。以下

において、(その日が平成八年改正法の施行の日(以下「施行日」という。))以後のものに限る。以下

第八十公務 七条の 五第一 項	が退職し た場合に おいて、 その退職 の日（ 又は介護 又は介護 保険法の 規定によ る居宅 介護法 の規定に よる居 宅介護 費、特 別居宅 介護費 、介護 サービス 費、施 設介護 費、特 別居宅 介護費 の支払 を受ける 場合） （施行日 の前日 におい て、）	この条において同じ。）におい て、 公務（平成八年改正法附則第四 条に規定する旧適用法人の業務 を含む。）
--------------------------	---	---

第八十退職の日	第八十組合員又旧適用法人施行日前期間を有する者が 第八十組合員たる者が施行日以後において 第八十組合員となつた当時旧適用法 第八十組 八条第二 号 号 号 第一項 第一項 第一項 第一項 第一項 第一項 第一項 第一項	次条に（次条において「症状固定日」 において同とう 症状固定日
第八十障害共済 八条第一項 第一項	第八十組 八条第二 号 号 第一項 第一項 第一項 第一項	改正前国共済法第三条第一項に 規定する組合員であつた 者が、退職後、組合員であ つたとき （平成八年改正法附則第三十二 条第二項に規定する存続組合 をいう。以下同じ。）若しくは指 定基金（平成八年改正法附則第 四十八条第一項に規定する指定 基金をいう。以下同じ。）が支 給するものとされたものに限 る。）

第八十退職共済 八条第一項 第一項 第一項 第一項	第八十組 八条第二 号 号 第一項 第一項 第一項 第一項	退職共済年金（平成八年改正法 附則第十六条第三項の規定によ り厚生年金保険の実施者たる政 府が支給するものとされたもの 又は平成八年改正法附則第三十 二条第二項若しくは第四十九条 第一項の規定により存続組合若 しくは指定基金が支給するもの とされたものに限る。）の受給 権者（旧適用法人施行日前期間 等が二十五年以上である者に限 る。）
第八十組合員 八条第二 号 号 第一項 第一項	第八十組 八条第二 号 号 第一項 第一項 第一項 第一項	旧適用法人施行日前期間等 存続組合又は指定基金 存続組合又は指定基金 存続組合又は指定基金 存続組合又は指定基金 存続組合又は指定基金 存続組合又は指定基金 存続組合又は指定基金

退職した者
で平成二年三月三十一日以前に
附則第三組合員期旧適用法人施行日前期間が
十三条間が
の十第三組合員期旧適用法人施行日前期間等
第一項
間等

第四章 存続組合に関する経過措置
（国家公務員共済組合法による一時金たる長期
給付に類する一時金たる給付）

第九條 平成八年改正法附則第三十二條第二項第
二號に規定する政令で定める一時金たる給付
は、次に掲げる一時金たる給付とする。
一 国家公務員及び公共企業体職員に係る共済
組合制度の統合等を図るための国家公務員共
済組合法等の一部を改正する法律（昭和五十
八年法律第八十二號）附則第三十四條の規定
によりなお従前の例によるものとされた同条
に規定する一時金である長期給付
二 平成二十四年一元化法改正前昭和六十年改
正法附則第六十一條の規定によりなお従前の
例によるものとされた同条に規定する脱退一
時金及び特例死亡一時金
三 平成二十四年一元化法改正前昭和六十年改
正法附則第八十五條の規定によりなお従前の
例によるものとされた同条に規定する返還一
時金及び死亡一時金
（存続組合に関する平成二十四年一元化法改正
前国共済法の規定の技術的読替え）

第十條 平成八年改正法附則第三十二條第三項の
規定により適用するものとされた平成二十四年
一元化法改正前国共済法第四十六條第二項の規
定の適用については、同項中「組合員が組合員
の資格を喪失した場合において、その者」とあ
るのは「旧適用法人施行日前期間（厚生年金保
険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第
八十二號）附則第二十四條第二項に規定する旧
適用法人施行日前期間をいう。）を有する者」
と、「その者」とあるのは「当該旧適用法人
施行日前期間を有する者」とする。

2 平成八年改正法附則第三十二條第四項におい
て平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十
四條の二の規定を準用する場合においては、同
条中「厚生年金保険法」とあるのは「連合会が
支給する年金である給付、他の存続組合（厚生
年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年
法律第八十二號）附則第三十二條第二項に規定
する存続組合をいう。）が支給する年金たる長

期給付、同法附則第四十八條第一項に規定する指定基金が支給する年金たる長期給付、厚生年金保険の実施者たる政府が支給する年金たる給付、厚生年金保険法」と、「厚生労働大臣」とあるのは「連合会、当該他の存続組合、当該指定基金、厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

（存続組合に関する平成二十七年改正前国共済令の規定の技術的読替え等）

第十一條 平成八年改正法附則第三十二條第三項の規定により平成二十四年一元化法改正前国共済法第三條第一項に規定する国家公務員共済組合とみなされた存続組合には、平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十四号。以下「平成二十七年国共済整備政令」という。）第一條の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号。以下「平成二十七年改正前国共済令」という。）第七條及び第十一條の規定を適用する。この場合において、同條第一項中「に規定する公務上の災害」とあるのは、「に規定する公務上の災害（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第四條に規定する旧適用法人の業務上の災害を含む。以下この項において同じ。）」とする。

2 平成二十七年改正前国共済令第八條、第九條の二、第九條の三及び附則第二十二條の規定は、存続組合について準用する。この場合において、同條第一項中「組合員又は組合員であつた者」とあるのは、「旧適用法人施行日前期間（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第二十四條第二項に規定する旧適用法人施行日前期間をいう。）を有する者」と読み替えるものとする。

第五章 存続組合が支給する平成二十四年一元化法改正前国共済法による長期給付に関する経過措置
（存続組合が支給する特例年金給付及び特例一時金給付に関する国共済法等の規定の技術的読替え等）

第十二條 平成八年改正法附則第三十三條第一項の規定により適用するものとされた同項に規定する国共済法等の規定の適用については、第八條に定めるもののほか、これらの規定のうち次

項二第條一十四第	項三第條二第	項一第條一第	の表の第一欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。
公務又は組合員であつた者	組合員又は組合員若しくは組合員であつた者	組合員又は組合員であつた者	
公務（平成八年改正法附則第四條に規定する旧適用法人の業務を含む。）又は	障害等級（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十七條第二項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）を有する者	旧適用法人施行日前期間を有する者に	

第條四十七第	二の條二十七第	項一第條五十四第	あるときは、前二條の規定に準じて、これを
私立学校教職員共済法	組合員期間の計算	平均標準報酬月額	
この法律による年金である給付（連合会が支給するものに限る）、私立学校教職員共済法	旧適用法人施行日前期間の計算	平均標準報酬月額	

項二第條七十七第	項二第條七十七第	項一第條七十七第	五の條四十七第	項二
組合員期間	組合員期間	組合員期間	平均標準報酬月額	組合員若しくは旧適用法人施行日前期間組合員であつたを有する者
平均標準報酬額	平均標準報酬額	平均標準報酬額	平均標準報酬月額	
旧適用法人施行日前期間	旧適用法人施行日前期間	旧適用法人施行日前期間	平均標準報酬月額	

七第	号二第及び号一第項二第二の条八十七第	項二第二の条八十七第	項一第条八十七第	号二第
申出を	五年を経過した日	同項	申出を	組合員期間
政令第十二条第三項の規	十年を経過した日	前項	申出（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成九年政令第八十六号。以下「平成九年経過措置政令」という。）第十二条第三項の規定により前項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を除く。以下この項において同じ。）を	旧適用法人施行日前期間

十八第	項七第条九十七第	項六第条九十七第及び項四第二の条八十七第	項三第二の条八十
八一	平均標準報酬額の千分の五・四の七・一二五	又は厚生年金保険法	組合員期間
平均標準報酬額の千分の五・四の七・一二五	老齢厚生年金又は第七十八条第一項の規定により支給するものに限る。）	厚生年金保険法	旧適用法人施行日前期間
			定により第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。次項において同じ。）を

項四第条二十八第	項二第条二十八第	号二第項一第条二十八第	号一第項一第条二
組合員期間	平均標準報酬額	組合員期間	組合員期間
千分の一・三七	平均標準報酬額	千分の一・〇〇の九	平均標準報酬額
旧適用法人施行日前期間	平均標準報酬額	千分の一・四二五	平均標準報酬額

七十八第	号一第七の条七十八第	四の条七十八第	項一第条四十八第
組合員期間	平均標準報酬額	平均標準報酬額	請求
千分の一・〇〇の九	平均標準報酬額	平均標準報酬額	減退した
旧適用法人施行日前期間	平均標準報酬額	平均標準報酬額	請求（その者の障害の程度が増進したことが明らかである場合として財務省令で定める場合を除き、当該障害共済年金の受給権を取得した日又は当該診査を受けた日から起算して一年を経過した日後の請求に限る。）
			減退した
			請求（その者の障害の程度が増進したことが明らかである場合として財務省令で定める場合を除き、当該障害共済年金の受給権を取得した日又は当該診査を受けた日から起算して一年を経過した日後の請求に限る。）

第九十八号	第九十八号第一項第一号	第九十八号第一項イ号	第九十八号第二項
組合員が、公務等傷病により組を有する者が、旧適用法人施行日前期間内に初診	組合員期間 平均標準報酬額 の千分の一・〇の 九六 平均標準報酬額 の千分の〇・五の 四八	組合員期間 平均標準報酬額 の千分の一・〇の 九六 平均標準報酬額 の千分の五・四の 八一	組合員期間 平均標準報酬額 の千分の五・四の 八一
旧適用法人施行日前期間	旧適用法人施行日前期間	旧適用法人施行日前期間	旧適用法人施行日前期間

第三十九号第二項	第三十九号第二項	第三十九号第一項	第十九号第三項	第十九号第三項	第三項
組合員であつた者	遺族厚生年金	組合員若しくは組合員であつた者	組合員又は組合員であつた者	組合員期間	組合員である間又は退職した後に
旧適用法人施行日前期間を有する者	遺族厚生年金又は第九十条の規定によりその額が加算された遺族共済年金（連合会が支給するものに限る。）	旧適用法人施行日前期間を有する者	旧適用法人施行日前期間を有する者	旧適用法人施行日前期間	日のある公務等傷病によ

第九十七号第一項	第九十九号第二項	第三十九号第四項	第九十九号第三項	第四号
組合員が	組合員又は組合員であつた者	連合会	厚生労働大臣	平均標準報酬額 の千分の二・四の 六六
旧適用法人施行日前期間内に	旧適用法人施行日前期間を有する者が	存続組合（平成八年改正法附則第三十二条第二項に規定する存続組合をいう。）	連合会、厚生労働大臣	平均標準報酬額 の千分の三・二〇六

第一百零三条第三項	第一百零二条第二項	第一百零一条第一項	第七十九号第三項及び第三百零一条第一項	た者が退職手当支給制限等処分
組合員又は組合員であつた者	掛金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年間行わないときは、時効に消滅する	この法律に基く短期給付を受ける権利は、その給付から二年間、退職等年金事由が生じた日から、短期給付事由が生じた日から、長期給付にの返還を受ける権利は、これを行使する時から	旧適用法人施行日前期間	旧適用法人施行日前期間

項一第条五十百第	項五第条三十百第	項四第条三十百第	項一第条三十百第	号一
五十円 百円	組合員期間	又は私立学校教、この法律又は私立学校職員共済法 教職員共済法	当該組合員期間 以外の期間が私期間以外の期間がこの法 学共済制度の加律に基づく組合の組合員 入者であつた期又は私学共済制度の加入 間であるときは者であつた期間であると 、日本私立学校さは、連合会又は日本私 振興・共済事業立学校振興・共済事業団	組合員期間等の旧適用法人施行日前期間 うち組合員期間等（平成九年経過措置政 令第八条の規定により読み替えて適用される第七 十六条第一項第一号に規定する旧適用法人施行日 前期間等をいう。）のうち 旧適用法人施行日前期間 （平成八年改正法附則第三 十一条第一号に規定する 被保険者期間とみなされ た組合員期間を除く。）

号二第項二第二の四の条二十第則附	号一第項二第二の四の条二十第則附	項一第二の四の条二十第則附
組合員期間 平均標準報酬額の千分の五・四の七・一二五 八一	組合員期間 平均標準報酬額の千分 の千分の五・四の七・一二五	組合員期間 平均標準報酬額の千分 の千分の五・四の七・一二五
旧適用法人施行日前期間	旧適用法人施行日前期間	旧適用法人施行日前期間

号二第項三第二の四の条二十第則附	号一第項三第二の四の条二十第則附	項三第二の四の条二十第則附
組合員期間 平均標準報酬額の千分の〇・五の〇・七一二 四八	組合員期間 平均標準報酬額の千分 の千分の〇・五の〇・七一二	組合員期間 平均標準報酬額の千分 の千分の〇・五の〇・七一二
旧適用法人施行日前期間	旧適用法人施行日前期間	旧適用法人施行日前期間

第六の条二十第則附	四の四の条二十第則附	項一第三の四の条二十第則附	項五第二の四の条二十第則附
組合員期間	退職共済年金 （その受給権者が組合員であるものを除く。）	退職共済年金 退職共済年金	組合員期間 旧適用法人施行日前期間
旧適用法人施行日前期間		間 当時、組合員でなく、かつ、その者の組合員期間 当時、その者の旧適用法	

項二第四の七の条第二十第則附	項五第及び項三第三の六の条第二十第則附	項一第三の六の条第二十第則附	項一
受給権者が、組合員でなく、かつ、組合員でないか	組合員期間	組合員期間	当時、組合員でなく、かつ、組合員期間
受給権者が	旧適用法人施行日前期間	旧適用法人施行日前期間	当時

の条三十第則附	項三第十の条三十第則附	六の七の条第二十第にび並項四第及び項一第五の七の条第二十第則附	組合員期間
最終月（最後に組合員の資格を喪失した日の属する月の前月をいう。以下この項において同じ。）の属する年	組合員期間の計算と標準期末手当等の額の総額を、当該組合員期間の月数で除して得た金額	旧適用法人施行日前期間の計算	旧適用法人施行日前期間
	次の表の上欄に掲げる者の旧適用法人施行日前期間に於いて、それぞれ同表の下欄に定める率		

第及び項五第十の条三十第則附	項四第十												
組合員期間	の前年十月における、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の合計額に対する掛金の割合（長期給付に係るものに限り、最終月が一月から八月までに属する場合は前々年十月における当該割合とする。）に次の表の上欄に定める組合員期間の区分に於いて同表の下欄に定める数を乗じて得た率とし、その率に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入												
旧適用法人施行日前期間													
	<table border="1"> <tr> <td>三六</td> <td>三〇</td> <td>二四</td> <td>一八</td> <td>一二</td> <td>六</td> </tr> <tr> <td>三・〇</td> <td>二・五</td> <td>二・〇</td> <td>一・五</td> <td>一・〇</td> <td>〇・五</td> </tr> </table>	三六	三〇	二四	一八	一二	六	三・〇	二・五	二・〇	一・五	一・〇	〇・五
三六	三〇	二四	一八	一二	六								
三・〇	二・五	二・〇	一・五	一・〇	〇・五								

第及び号一第条八第	項三第条七第	項一第条七第	法行施前正改法化元一年四十二成平	項四第条五第	項一第条十二
新法第三十八条第一項に規定する組合員期間	組合員期間	次の期間は、新法第三十八条第一項に規定する組合員期間	法第三十八条第一項各号の申出に係る年金である給付の計算の基礎となつた期間を除く。以下この項において同じ。	旧適用法人共済組合員期間（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）以下「平成八年改正法」という。）附則第三条第八号に規定する旧適用法人共済組合員期間をいう。（以下同じ。）	組合員期間
旧適用法人共済組合員期間	旧適用法人共済組合員期間	旧適用法人共済組合員期間	旧適用法人共済組合員期間	旧適用法人共済組合員期間	旧適用法人共済組合員期間

第及び項二第条九第則附	項一第条九第則附	条七第則附	項二第及び項一第条五第則附
組合員期間	組合員期間 組合員で	組合員期間の計 算については 組合員で	組合員
旧適用法人施行日前期間	旧適用法人施行日前期間	旧適用法人施行日前期間 の計算については 改正前共済法の組合員で 旧適用法人施行日前期間	改正前共済法の組合員

四十第則附	項二第条二十第則附	号二第及び号一第項一第条二十第則附	項一第条二十第則附	項四
組合員期間の の旧適用法人施行日前期間	組合員期間等 旧適用法人施行日前期間	組合員期間等 旧適用法人施行日前期間	組合員期間 旧適用法人施行日前期間	共済法第七十六厚生年金保険法等の一部 に規定する組合員期間等（以下「組合員期間等」とする）の経過措置に関する政 令（平成九年政令第八十 六号）第八條の規定によ り読み替えて適用される 共済法第七十六條第一項 第一号に規定する旧適用 法人施行日前期間等（以 下「旧適用法人施行日前 期間等」）

項二第条四十第則附	項一第条
第七十六條、第八十八條第一項第四号 第八十八條第一項及び附則第十二條の八第 四号、附則第二 十二條の三、第 十二條の六の二 第一項及び第十 三條の十第一項	第七十六條、第八十八條第一項第四号 第八十八條第一項及び附則第十二條の八第 四号、附則第二 十二條の三、第 十二條の六の二 第一項及び第十 三條の十第一項
組合員期間等が 二十五年未滿 等が十年未滿である者で 大正十五年四月二日以後 に生まれたものが国民年 金等改正法附則第十二條 第一項第二号から第七号 まで、第十八号及び第十 九号のいずれかに該当す るときは、共済法第七 十六條、附則第十二條の三 及び第十二條の六の二第 一項の規定の適用につい ては、その者は、旧適用 法人施行日前期間等が十 年以上である者であるも のとみなし、旧適用法人 施行日前期間等が二十五 年未滿	旧適用法人施行日前期間 等が十年未滿である者で 大正十五年四月二日以後 に生まれたものが国民年 金等改正法附則第十二條 第一項第二号から第七号 まで、第十八号及び第十 九号のいずれかに該当す るときは、共済法第七 十六條、附則第十二條の三 及び第十二條の六の二第 一項の規定の適用につい ては、その者は、旧適用 法人施行日前期間等が十 年以上である者であるも のとみなし、旧適用法人 施行日前期間等が二十五 年未滿

項一第条五十第則附	項五第条四十第則附	項四第条四十第則附	項三第条四十第則附
附則別表第二 の四條の規定による改正前 の附則別表第二	附則別表第二 の四條の規定による改正前 の附則別表第二	みなす みなす。この場合におい て、旧共済法第七十九條 の二第二項第一号中「二 十五年」とあるのは、「十 五年」とする 第三項	組合員期間等 等 旧適用法人施行日前期間
千分の五・四八千分の七・一二五	千分の五・四八千分の七・一二五	千分の一・〇九千分の一・四二五	千分の一・〇九千分の一・四二五

項一第条六十第則附	項三第条五十第則附						項二第条五十第則附	
組合員期間	三 千分の〇・一八	八 千分の〇・五四	五 千分の〇・三六	六 千分の〇・四七五	千分の一・〇九	千分の〇・四二五	八 千分の〇・五四	千分の〇・七一三
旧適用法人施行日前期間	千分の〇・二三八	千分の〇・七一三	千分の〇・四七五	千分の〇・四二五	千分の〇・九一〇	千分の〇・五〇〇	千分の〇・二一五	千分の〇・七二五

項二第条十二第にび並でま項三第らか項一第条九十第条八十第項六第にび並項四第イ号二第及び号一第

--

第条五十二第則附	条二十二第及び項一第二の条一十二第則附	項二第条一十二第則附	項一第条一十二第則附
退職した者	組合員期間	組合員期間	組合員で 組合員期間
退職した旧適用法人施行 日前期間を有する者	旧適用法人施行日前期間	旧適用法人施行日前期間	改正前共済法の組合員で 旧適用法人施行日前期間

項五第条八十二第則附	項二第条八十二第則附	条六十二第則附	項一
遺族厚生年金	改正法 又は国民年金等、 国民年金等改正法	組合員期間 旧適用法人施行日前期間	組合員で 改正前共済法の組合員で
遺族厚生年金又は第一項 の規定によりその額が加 算された遺族共済年金 (国家公務員共済組合連合	額を除いた額とする。）」 該得た金額に相当する金 額を支給される場合には、当 額を控除して得た金額が ら同項第二号に掲げる金 額を控除して得た金額が 八条第一項に掲げる金額 同項第一号に掲げる金額 六十一年改正法附則第二十 八条第一項に規定する同 項第一号に掲げる金額か ら同項第二号に掲げる金 額を控除して得た金額が 支給される場合には、当 該得た金額に相当する金 額を除いた額とする。）」	組合員期間 旧適用法人施行日前期間 並びに昭和六十年改正法附則第二十八 年改正法附則第一項と、「から控除 るのは「から控除前遺族 共済年金額(厚生年金保 険法等の一部を改正する 法律(平成八年法律第八 十二号)附則第三十二條 第一項の規定によりなお 存続するものとされた日 本鉄道共済組合から昭和 六十一年改正法附則第二十 八条第一項に規定する同 項第一号に掲げる金額か ら同項第二号に掲げる金 額を控除して得た金額が 支給される場合には、当 該得た金額に相当する金 額を除いた額とする。）」	改正前共済法の組合員で

<p>二 第 則 附 三 条 第 一 項 、 共 済 法 第 九 十 三 条 第 一 項</p>	<p>項 三 第 条 九 十 二 第 則 附 、 第 十 三 条 並 び に 昭 和 六 十 年 改 正 法 附 則 第 二 十 九 条 第 一 項 及 び 第 二 項</p>	<p>項 二 第 及 項 一 第 条 九 十 二 第 則 附 、 第 十 三 条 並 び に 昭 和 六 十 年 改 正 法 附 則 第 二 十 九 条 第 一 項 及 び 第 二 項</p>	<p>、 第 一 項 組 合 員 又 は 組 合 旧 適 用 法 人 施 行 日 前 期 間 員 であ っ た 者 を 有 す る 者</p>
<p>会 が 支 給 す る も の に 限 る 、 同 項</p>			

<p>で ま 項 三 第 三 第 一 第 条 二 十 三 第 則 附 組 合 員 期 間 組 合 員 期 間 組 合 員 期 間</p>	<p>項 二 第 条 十 三 第 則 附 、 施 行 日 の 前 日 又 は 行 日 以 後 引 き 続 き 組 合 員 であ る 者 が 組 合 員 であ る 間 に 死 亡 し た 場 合 又 は</p>	<p>項 一 第 条 十 三 第 則 附 組 合 員 期 間</p>	<p>項 六 第 条 九 十 組 合 員 若 し く は 組 合 員 であ っ た 者 を 有 す る 者</p>
<p>関 す る 経 過 措 置 に 関 す る 政 令 第 十 二 条 第 一 項 の 規 定 に よ り 読 み 替 え て 適 用 さ れ る 共 済 法 第 九 十 三 条 第 一 項</p>			

<p>項 第 十 一 条 組 合 員 期 間 の 七 の 三 受 給 権 取 得 月 前 旧 適 用 法 人 施 行 日 前 期 間</p>	<p>令 濟 共 国 前 正 改 年 七 十 二 成 平 第 四 条 法 第 二 条 第 一 項 第 十 三 条 第 一 項 の 規 定 に よ り 適 用 す る も の と さ れ た 同 項 に 規 定 す る 国 共 済 法 等 の 規 定 を 適 用 す る 場 合 に は、 平 成 二 十 七 年 改 正 前 国 共 済 法、 平 成 二 十 四 年 一 元 化 法 附 則 第 三 十 七 条 第 一 項 の 規 定 に よ り な お そ の 効 力 を 有 す る も の と さ れ た 平 成 二 十 七 年 国 共 済 整 備 政 令 第 二 条 の 規 定 に よ り 改 正 前 の 国 家 公 務 員 等 共 済 組 合 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 施 行 に 伴 う 経 過 措 置 に 関 す る 政 令 (以 下 「 平 成 二 十 七 年 改 正 前 昭 和 六 十 一 年 経 過 措 置 政 令 」 と い う 。) 及 び 被 用 者 年 金 制 度 の 一 元 化 等 を 図 る た め の 厚 生 年 金 保 険 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 施 行 及 び 国 家 公 務 員 の 退 職 給 付 の 給 付 水 準 の 見 直 し 等 の た め の 国 家 公 務 員 退 職 手 当 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 一 部 の 施 行 に 伴 う 国 家 公 務 員 共 済 組 合 法 に よ る 長 期 給 付 等 に 関 す る 経 過 措 置 に 関 す る 政 令 (平 成 二 十 七 年 政 令 第 三 百 四 十 五 号。 以 下 「 平 成 二 十 七 年 国 共 済 経 過 措 置 政 令 」 と い う 。) の 長 期 給 付 に 関 す る 規 定 を 適 用 す る。 こ の 場 合 に お い て、 次 の 表 の 第 一 欄 に 掲 げ る 政 令 の 同 表 の 第 二 欄 に 掲 げ る 規 定 中 同 表 の 第 三 欄 に 掲 げ る 字 句 は、 そ れ ぞ れ 同 表 の 第 四 欄 に 掲 げ る 字 句 と す る。</p>
<p>組 合 員 期 間 又 は 組 合 員 期 間 又 は 組 合 員 期 間 又 は 組 合 員 期 間</p>	<p>法 第 二 条 第 一 項 第 十 三 条 第 一 項 の 規 定 に よ り 適 用 す る も の と さ れ た 同 項 に 規 定 す る 国 共 済 法 等 の 規 定 を 適 用 す る 場 合 に は、 平 成 二 十 七 年 改 正 前 国 共 済 法、 平 成 二 十 四 年 一 元 化 法 附 則 第 三 十 七 条 第 一 項 の 規 定 に よ り な お そ の 効 力 を 有 す る も の と さ れ た 平 成 二 十 七 年 国 共 済 整 備 政 令 第 二 条 の 規 定 に よ り 改 正 前 の 国 家 公 務 員 等 共 済 組 合 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 施 行 に 伴 う 経 過 措 置 に 関 す る 政 令 (以 下 「 平 成 二 十 七 年 改 正 前 昭 和 六 十 一 年 経 過 措 置 政 令 」 と い う 。) 及 び 被 用 者 年 金 制 度 の 一 元 化 等 を 図 る た め の 厚 生 年 金 保 険 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 施 行 及 び 国 家 公 務 員 の 退 職 給 付 の 給 付 水 準 の 見 直 し 等 の た め の 国 家 公 務 員 退 職 手 当 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 一 部 の 施 行 に 伴 う 国 家 公 務 員 共 済 組 合 法 に よ る 長 期 給 付 等 に 関 す る 経 過 措 置 に 関 す る 政 令 (平 成 二 十 七 年 政 令 第 三 百 四 十 五 号。 以 下 「 平 成 二 十 七 年 国 共 済 経 過 措 置 政 令 」 と い う 。) の 長 期 給 付 に 関 す る 規 定 を 適 用 す る。 こ の 場 合 に お い て、 次 の 表 の 第 一 欄 に 掲 げ る 政 令 の 同 表 の 第 二 欄 に 掲 げ る 規 定 中 同 表 の 第 三 欄 に 掲 げ る 字 句 は、 そ れ ぞ れ 同 表 の 第 四 欄 に 掲 げ る 字 句 と す る。</p>

<p>項 第 十 一 条 組 合 員 期 間 の 七 の 三</p>	<p>第 十 一 条 組 合 員 期 間 の 七 の 三</p>	<p>第 十 一 条 組 合 員 期 間 の 七 の 三</p>	<p>第 十 一 条 組 合 員 期 間 の 七 の 三</p>	<p>第 十 一 条 組 合 員 期 間 の 七 の 三</p>	<p>第 十 一 条 組 合 員 期 間 の 七 の 三</p>	<p>の 申 出 に 規 定 す る 支 給 繰 下 げ の 申 出 (厚 生 年 金 保 険 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 施 行 に 伴 う 国 家 公 務 員 共 済 組 合 法 に よ る 長 期 給 付 等 に 関 す る 経 過 措 置 に 関 す る 政 令 (平 成 九 年 政 令 第 八 十 六 号) 第 十 二 条 第 三 項 の 規 定 に よ り 法 第 七 十 八 条 の 二 第 一 項 の 申 出 が あ っ た も の と み な さ れ た 場 合 に お け る 当 該 申 出 を 含 む。 第 四 項 に お い て 同 じ。)</p>
<p>項 第 十 一 条 組 合 員 期 間 の 七 の 三</p>	<p>第 十 一 条 組 合 員 期 間 の 七 の 三</p>	<p>第 十 一 条 組 合 員 期 間 の 七 の 三</p>	<p>第 十 一 条 組 合 員 期 間 の 七 の 三</p>	<p>第 十 一 条 組 合 員 期 間 の 七 の 三</p>	<p>第 十 一 条 組 合 員 期 間 の 七 の 三</p>	<p>の 申 出 に 規 定 す る 支 給 繰 下 げ の 申 出 (厚 生 年 金 保 険 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 施 行 に 伴 う 国 家 公 務 員 共 済 組 合 法 に よ る 長 期 給 付 等 に 関 す る 経 過 措 置 に 関 す る 政 令 (平 成 九 年 政 令 第 八 十 六 号) 第 十 二 条 第 三 項 の 規 定 に よ り 法 第 七 十 八 条 の 二 第 一 項 の 申 出 が あ っ た も の と み な さ れ た 場 合 に お け る 当 該 申 出 を 含 む。 第 四 項 に お い て 同 じ。)</p>

第四十八 条第一項	組合員期間 その者	旧適用法人共済組合（平 成八年改正法附則第三 条に規定する旧適用 法人共済組合をいう。以 下同じ。）の組合員と 旧適用法人共済組合の組 合員と	旧適用法人共済組合（平 成八年改正法附則第三 条に規定する旧適用 法人共済組合をいう。以 下同じ。）の組合員と 旧適用法人共済組合の組 合員と
附則第六 条の二の五 第十一項	組合員期間 その者	旧適用法人施行日前期間 （旧適用法人施行日前期 間を有する者に限 る。）	旧適用法人施行日前期間 （旧適用法人施行日前期 間を有する者に限 る。）
附則第六 条の二の五 第十項	組合員期間	旧適用法人施行日前期間	旧適用法人施行日前期間
附則第六 条の二の五 第九項	組合員期間	旧適用法人施行日前期間	旧適用法人施行日前期間
附則第六 条の二の五 第八項	組合員期間	旧適用法人施行日前期間	旧適用法人施行日前期間
附則第六 条の二の五 第七項	組合員期間	旧適用法人施行日前期間	旧適用法人施行日前期間
附則第六 条の二の五 第六項	組合員期間	旧適用法人施行日前期間	旧適用法人施行日前期間
附則第六 条の二の五 第五項	組合員期間	旧適用法人施行日前期間	旧適用法人施行日前期間
附則第六 条の二の五 第四項	組合員期間	旧適用法人施行日前期間	旧適用法人施行日前期間
附則第六 条の二の五 第三項	組合員期間	旧適用法人施行日前期間	旧適用法人施行日前期間
附則第六 条の二の五 第二項	組合員期間	旧適用法人施行日前期間	旧適用法人施行日前期間
附則第六 条の二の五 第一項	組合員期間	旧適用法人施行日前期間	旧適用法人施行日前期間

附則第二 十五條第 一項	組合員	組合員であつた者（旧適 用法人施行日前期間を有 する者に限る。）	附則第二 十五條第 一項
附則第二 十七條第 一項	組合員と 組合一項	平成八年改正法第二條の 規定による改正前の国家 公務員等共済組合法（昭 和三十二年法律第二百二 十八号）第三條第一項に規 定する組合の組合員（附 則第二十七條の第六項に ついて「改正前共済法 の組合員」という。）と 旧適用法人施行日前期間	附則第二 十七條第 一項
附則第二 十七條第 二項	組合員期間	旧適用法人施行日前期間	附則第二 十七條第 二項
附則第二 十七條第 三項	二連合会	平成八年改正法附則第三 十二條第二項に規定する 存続組合である日本電信 電話共済組合 旧適用法人施行日前期間	附則第二 十七條第 三項
附則第二 十七條第 四項及び 第五項	組合員期間	旧適用法人施行日前期間	附則第二 十七條第 四項及び 第五項
附則第二 十七條第 六項	組合員とな なつたもの （旧適用法人 施行日前期間を有する者 に限る。）	改正前共済法の組合員 （平成八年改正法第二條の 規定による改正前の国家 公務員等共済組合法（昭 和三十二年法律第二百二 十八号）第三條第一項に規 定する組合の組合員（以下「改正 前共済法の組合員」とい う。）」	附則第二 十七條第 六項
附則第二 十七條第 七項	組合員	厚生年金保険法等の一部 を改正する法律（平成八 年法律第八十二号。以下 「平成八年改正法」とい う。）第二條の規定によ る改正前の国家公務員等 共済組合法（昭和三十三年 法律第二百二十八号）第 三條第一項に規定する組 合の組合員（以下「改正 前共済法の組合員」とい う。）」	附則第二 十七條第 七項
附則第二 十七條第 八項	組合員	改正前共済法の組合員	附則第二 十七條第 八項

令 政 置 措 過

第三條第 二項	組合員期間 （旧公企体（平成八年改正法附則第 四條第二項に規定す る他の組る旧適用法人施行日前期 間をいう。以下同じ。） 組合員期間と間をいう。以下同じ。）」	改正前共済法の組合員を 組合員と 改正前共済法の組合員と 改正前共済法の組合員と 改正前共済法の組合員と 改正前共済法の組合員と	第三條第 二項
第三條第 三項	組合員期間 （旧公企体（平成八年改正法附則第 四條第二項に規定す る他の組る旧適用法人施行日前期 間をいう。以下同じ。） 組合員期間と間をいう。以下同じ。）」	改正前共済法の組合員を 組合員と 改正前共済法の組合員と 改正前共済法の組合員と 改正前共済法の組合員と	第三條第 三項
第三條第 四項及び 第五項	組合員期間 （旧公企体（平成八年改正法附則第 四條第二項に規定す る他の組る旧適用法人施行日前期 間をいう。以下同じ。） 組合員期間と間をいう。以下同じ。）」	改正前共済法の組合員を 組合員と 改正前共済法の組合員と 改正前共済法の組合員と 改正前共済法の組合員と	第三條第 四項及び 第五項
第三條第 六項第 一號	組合員期間 （旧公企体（平成八年改正法附則第 四條第二項に規定す る他の組る旧適用法人施行日前期 間をいう。以下同じ。） 組合員期間と間をいう。以下同じ。）」	改正前共済法の組合員を 組合員と 改正前共済法の組合員と 改正前共済法の組合員と 改正前共済法の組合員と	第三條第 六項第 一號
第三條第 六項第 二號	組合員期間 （旧公企体（平成八年改正法附則第 四條第二項に規定す る他の組る旧適用法人施行日前期 間をいう。以下同じ。） 組合員期間と間をいう。以下同じ。）」	改正前共済法の組合員を 組合員と 改正前共済法の組合員と 改正前共済法の組合員と 改正前共済法の組合員と	第三條第 六項第 二號
第三條第 六項第 三號	組合員期間 （旧公企体（平成八年改正法附則第 四條第二項に規定す る他の組る旧適用法人施行日前期 間をいう。以下同じ。） 組合員期間と間をいう。以下同じ。）」	改正前共済法の組合員を 組合員と 改正前共済法の組合員と 改正前共済法の組合員と 改正前共済法の組合員と	第三條第 六項第 三號
第三條第 九項	組合員期間 （旧公企体（平成八年改正法附則第 四條第二項に規定す る他の組る旧適用法人施行日前期 間をいう。以下同じ。） 組合員期間と間をいう。以下同じ。）」	改正前共済法の組合員を 組合員と 改正前共済法の組合員と 改正前共済法の組合員と 改正前共済法の組合員と	第三條第 九項

第一項 並びに第 十五條第 一項第一 号	組合員期間 （旧公企体（平成八年改正法附則第 四條第二項に規定す る他の組る旧適用法人施行日前期 間をいう。以下同じ。） 組合員期間と間をいう。以下同じ。）」	改正前共済法の組合員を 組合員と 改正前共済法の組合員と 改正前共済法の組合員と 改正前共済法の組合員と	第一項 並びに第 十五條第 一項第一 号
第十九條 第一項	組合員期間 （旧公企体（平成八年改正法附則第 四條第二項に規定す る他の組る旧適用法人施行日前期 間をいう。以下同じ。） 組合員期間と間をいう。以下同じ。）」	改正前共済法の組合員を 組合員と 改正前共済法の組合員と 改正前共済法の組合員と 改正前共済法の組合員と	第十九條 第一項
第十九條 第二項	組合員期間 （旧公企体（平成八年改正法附則第 四條第二項に規定す る他の組る旧適用法人施行日前期 間をいう。以下同じ。） 組合員期間と間をいう。以下同じ。）」	改正前共済法の組合員を 組合員と 改正前共済法の組合員と 改正前共済法の組合員と 改正前共済法の組合員と	第十九條 第二項
第十九條 第三項	組合員期間 （旧公企体（平成八年改正法附則第 四條第二項に規定す る他の組る旧適用法人施行日前期 間をいう。以下同じ。） 組合員期間と間をいう。以下同じ。）」	改正前共済法の組合員を 組合員と 改正前共済法の組合員と 改正前共済法の組合員と 改正前共済法の組合員と	第十九條 第三項
第十九條 第四項	組合員期間 （旧公企体（平成八年改正法附則第 四條第二項に規定す る他の組る旧適用法人施行日前期 間をいう。以下同じ。） 組合員期間と間をいう。以下同じ。）」	改正前共済法の組合員を 組合員と 改正前共済法の組合員と 改正前共済法の組合員と 改正前共済法の組合員と	第十九條 第四項
第十九條 第六項	組合員期間 （旧公企体（平成八年改正法附則第 四條第二項に規定す る他の組る旧適用法人施行日前期 間をいう。以下同じ。） 組合員期間と間をいう。以下同じ。）」	改正前共済法の組合員を 組合員と 改正前共済法の組合員と 改正前共済法の組合員と 改正前共済法の組合員と	第十九條 第六項
第二十一 條第一項	組合員期間 （旧公企体（平成八年改正法附則第 四條第二項に規定す る他の組る旧適用法人施行日前期 間をいう。以下同じ。） 組合員期間と間をいう。以下同じ。）」	改正前共済法の組合員を 組合員と 改正前共済法の組合員と 改正前共済法の組合員と 改正前共済法の組合員と	第二十一 條第一項

額が旧適用法人施行日前期間を基礎として国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号。以下「平成十二年改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項（後段を除く。）及び第二項、第八十九条第一項及び第二項、附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項並びに附則第十三条の九並びに平成十二年改正法第三条の規定による改正前の昭和六十年国共済改正法附則第十五条及び附則別表第二の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額に平成二十七年国共済経過措置政令第十九条第一項の規定により読み替えて適用する平成十二年改正法附則第十二条第一項に規定する従前額改定率（以下「従前額改定率」という。）を乗じて得た金額に満たないときは、年金額算定規定にかかわらず、当該金額を、当該年金額算定規定による金額とする。この場合において、平成十二年改正法第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第八十二条第一項第一号及び附則第十三条の九の規定により算定される金額に従前額改定率を乗じて得た金額が国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第三十三条第一項に規定する障害基礎年金の額に相当する額に四分の三を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）より少ないときは、当該金額を当該従前額改定率を乗じて得た金額とする。

5 存続組合が支給する特例一時金給付のうち平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法による障害一時金の額については、第一項の規定により読み替えて適用する平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十七条の七（後段を除く。）の規定により算定した金額が旧適用法人施行日前期間を基礎として平成十二年改正法第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第八十七条の七（後段を除く。）及び附則第十三条の九の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額に従前額改定率を乗じて得た金額に満たないときは、同法第八十七条の七の規定にかかわらず、当該金額を、同条の規定による金額とする。この場合において、同条及び同法附則第十三条の九の規定により算定される金額に従

前額改定率を乗じて得た金額が国民年金法第三十三条第一項に規定する障害基礎年金の額に相当する額に四分の三を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）より少ないときは、当該金額を当該従前額改定率を乗じて得た金額とする。

6 存続組合が支給する特例年金給付のうち平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十七条の四に規定する公務停止による障害共済年金の同条の規定により支給を停止する額については、第一項の規定により読み替えられた同条の規定により算定した金額が旧適用法人施行日前期間を基礎として平成十二年改正法第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第八十七条の四及び附則第十三条の九の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額に従前額改定率を乗じて得た金額に満たないときは、同法第八十七条の四の規定にかかわらず、当該金額を、同条の規定による金額とする。

7 存続組合が支給する特例年金給付のうち平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十九条第三項に規定する公務等による遺族共済年金の平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十三条の三の規定により支給を停止する額については、第一項の規定により読み替えられた同条の規定により算定した金額が旧適用法人施行日前期間を基礎として平成十二年改正法第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第九十三条の三及び附則第十三条の九の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額に従前額改定率を乗じて得た金額に満たないときは、同法第九十三条の三の規定にかかわらず、当該金額を、同条の規定による金額とする。

8 第四項から前項までの規定による金額を算定する場合における平均標準報酬月額（平成十二年改正法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第七十七条第一項に規定する平均標準報酬月額をいう。以下同じ。）を計算する場合においては、平成十二年改正法第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法附則第十三条の九中「次の表」とあり、及び「附則第十三条の九の表」とあるのは、「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則別表」とする。

9 遺族特例年金給付の受給権を有する者に係る平成八年改正法附則第三十三条第一項の規定の適用については、同項中「平成二十四年一元化法改正前国共済法」とあるのは、「平成二十四年一元化法改正前国共済法（第八十九条第一項第二号及び第二項を除く。）とする。この場合において、平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十九条第一項の規定を適用するときは、同項中「遺族共済年金（次項の規定が適用される場合を除く。）の額」とあるのは、「遺族共済年金の額」と、「金額とする。ただし、遺族共済年金の受給権者が当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けるときは、第一号に定める金額」とあるのは「金額」とする。

10 被保険者期間とみなされた組合員期間を計算の基礎とする厚生年金保険法による老齢厚生年金の額の算定について沖繩の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第八十八号）第五十二条の規定の適用がある場合には、第二項の規定にかかわらず、存続組合が支給する退職特例年金給付の額の算定については、平成二十七年改正前国共済令附則第二十七条の四第五項の規定は、適用しない。

（存続組合が支給する特例年金給付に係る控除額等）
 第十三条 平成八年改正法附則第三十三条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 一 存続組合が支給する特例年金給付が平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第七十六条の規定による退職共済年金である場合 被保険者期間とみなされた組合員期間及び当該被保険者期間とみなされた組合員期間に係る平均標準報酬月額を計算の基礎として前条第一項の規定により読み替えて適用する平成二十四年一元化法改正前国共済法（以下この項及び次条第一項において「読替後の国共済法」という。）第七十七条第一項の規定の例により計算した額

二 存続組合が支給する特例年金給付が平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法附則第十二条の二の第三項の規定による退職共済年金である場合

合 被保険者期間とみなされた組合員期間及び当該被保険者期間とみなされた組合員期間に係る平均標準報酬月額を計算の基礎として計算した退職共済年金の職域加算額（同条第七項の規定により読み替えて適用する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額をいう。）を控除した額
 三 存続組合が支給する特例年金給付が平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定による退職共済年金であり、かつ、その額が読替後の国共済法第七十七条の規定により計算されるものである場合 被保険者期間とみなされた組合員期間及び当該被保険者期間とみなされた組合員期間に係る平均標準報酬月額を計算の基礎として同条第一項の規定の例により計算した額
 四 存続組合が支給する特例年金給付が平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定による退職共済年金（次に掲げるいずれかの者に支給されるものに限る。）であり、かつ、当該特例年金給付と同一の支給事由に基づいて支給される被保険者期間とみなされた組合員期間を計算の基礎とする厚生年金保険法による老齢厚生年金についてその額が同法第四十三条第一項及び附則第九条の規定により計算されるものである場合 被保険者期間とみなされた組合員期間及び当該被保険者期間とみなされた組合員期間に係る平均標準報酬月額を計算の基礎として読替後の国共済法第七十七条第一項の規定の例により計算した額
 イ 昭和十六年四月二日以後に生まれた者で平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の七第二項の規定の適用を受けるもの
 ロ 旧適用法人施行日前期間が四十四年以上である者

五 存続組合が支給する特例年金給付が平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定による退職共済年金である場合

定による退職共済年金であり、かつ、その額が読替え後の国共済法附則第十二条の七の五第一項の規定により計算されるものである場合、被保険者期間とみなされた組合員期間及び当該被保険者期間とみなされた組合員期間に係る平均標準報酬月額を計算の基礎として同項の規定の例により計算した額から当該被保険者期間とみなされた組合員期間及び当該被保険者期間とみなされた組合員期間に係る平均標準報酬月額を計算の基礎として読替え後の国共済法第七十七条第二項の規定の例により計算した額を控除した額

六 存続組合が支給する特例年金給付が平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定による退職共済年金であり、かつ、前三号に掲げるもの以外の場合、被保険者期間とみなされた組合員期間及び当該被保険者期間とみなされた組合員期間に係る平均標準報酬月額を計算の基礎として読替え後の国共済法附則第十二条の四の二第二項の規定の例により計算した額

七 存続組合が支給する特例年金給付が平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金であり、かつ、その額が平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法附則第十二条の六の三第一項の規定により計算されるものである場合、被保険者期間とみなされた組合員期間及び当該被保険者期間とみなされた組合員期間に係る平均標準報酬月額を計算の基礎として同項の規定の例により計算した額から当該被保険者期間とみなされた組合員期間に係る平均標準報酬月額を計算の基礎として読替え後の国共済法附則第十二条の六の三第一項の規定により計算した額とみなされた組合員期間に係る平均標準報酬月額を計算の基礎として読替え後の国共済法第八十九条第一項第一号イ(一)の規定の例により計算した額

八 存続組合が支給する特例年金給付が平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法附則第十二条の六の二

第三項の規定による退職共済年金であり、かつ、前号に掲げるもの以外のものである場合、被保険者期間とみなされた組合員期間及び当該被保険者期間とみなされた組合員期間に係る平均標準報酬月額を計算の基礎として同条第四項の規定の例により計算した額から当該被保険者期間とみなされた組合員期間及び当該被保険者期間とみなされた組合員期間に係る平均標準報酬月額を計算の基礎として読替え後の国共済法第八十九条第一項第一号イ(一)の規定の例により計算した額

九 存続組合が支給する特例年金給付が平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第八十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族共済年金である場合、被保険者期間とみなされた組合員期間及び当該被保険者期間とみなされた組合員期間に係る平均標準報酬月額を計算の基礎として読替え後の国共済法第八十九条第一項第一号イ(一)の規定の例により計算した額

十 存続組合が支給する特例年金給付が平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第八十八条第一項第四号に該当することにより支給する遺族共済年金である場合、被保険者期間とみなされた組合員期間及び当該被保険者期間とみなされた組合員期間に係る平均標準報酬月額を計算の基礎として読替え後の国共済法第八十九条第一項第一号イ(一)の規定の例により計算した額

三 前項第一号又は第五号から第七号までに定められた額を算出する場合において、旧適用法人施行日前期間の月数が四百四十四月を超えるときは、四百四十四月から被保険者期間とみなされた組合員期間以外の旧適用法人施行日前期間に係る月数を控除した月数をもって、被保険者期間とみなされた組合員期間に係る月数とする。

期間とみなされた組合員期間(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成九年政令第八十六号)第十三条第二項の規定の適用があつたときは、同項の規定の適用後の組合員期間とする。)を除く。)とする。

十四 平成八年改正法附則第三十三条第三項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 存続組合が支給する特例一時金給付が平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法による障害一時金である場合、被保険者期間とみなされた組合員期間及び当該被保険者期間とみなされた組合員期間に係る平均標準報酬月額を計算の基礎として読替え後の国共済法第八十七条の七(第二号を除く。)の規定の例により計算した額

二 存続組合が支給する特例一時金給付が平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法による障害一時金である場合、被保険者期間とみなされた組合員期間及び当該被保険者期間とみなされた組合員期間に係る平均標準報酬月額を計算の基礎とする厚生年金保険法による障害手当金の受給権を有しない場合には、適用しない。

て、国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(昭和五十九年政令第三十五号)附則第二条の規定による廃止前の公共企業体職員等共済組合法施行令(昭和四十五年政令第三十一号)第一条の四の八及び第一条の十一の二の「五・五パーセント」とあるのは「三・五パーセント(退職した日の属する月の翌月から平成十三年三月までの期間については年五・五パーセント、同年四月から平成十七年三月までの期間については年四・七パーセント、同年四月から平成十八年三月までの期間については年一・六パーセント、同年四月から平成十九年三月までの期間については年二・三パーセント、同年四月から平成二十年三月までの期間については年二・六パーセント、同年四月から平成二十一年三月までの期間については年三・二パーセント、同年四月から平成二十二年三月までの期間については年三・九パーセント、同年四月から平成二十三年三月までの期間については年四・五パーセント、同年四月から平成二十四年三月までの期間については年五・一パーセント、同年四月から平成二十五年三月までの期間については年五・七パーセント、同年四月から平成二十六年三月までの期間については年六・三パーセント、同年四月から平成二十七年三月までの期間については年六・九パーセント、同年四月から平成二十八年三月までの期間については年七・五パーセント、同年四月から平成二十九年三月までの期間については年八・一パーセント、同年四月から平成三十年三月までの期間については年八・七パーセント、同年四月から平成三十一年三月までの期間については年九・三パーセント、同年四月から平成三十二年三月までの期間については年九・九パーセント、同年四月から平成三十三年三月までの期間については年一〇・五パーセント」とし、昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を

三 前項第一号の規定は、平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法による障害一時金の適用については、同項中「当該退職共済年金の額の算定の基礎となる旧適用法人施行日前期間」とあるのは、「当該退職共済年金の額の算定の基礎となる旧適用法人施行日前期間(厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第五条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者

三 前項第一号の規定は、平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法による障害一時金の受給権を有する者が、被保険者期間とみなされた組合員期間を計算の基礎とする厚生年金保険法による障害手当金の受給権を有しない場合には、適用しない。

三 前項第一号の規定は、平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法による障害一時金の受給権を有する者が、被保険者期間とみなされた組合員期間を計算の基礎とする厚生年金保険法による障害手当金の受給権を有しない場合には、適用しない。

八 存続組合が支給する特例年金給付が平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法附則第十二条の六の二

三 前項第一号又は第五号から第七号までに定められた額を算出する場合において、旧適用法人施行日前期間の月数が四百四十四月を超えるときは、四百四十四月から被保険者期間とみなされた組合員期間以外の旧適用法人施行日前期間に係る月数を控除した月数をもって、被保険者期間とみなされた組合員期間に係る月数とする。

三 前項第一号の規定は、平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法による障害一時金の受給権を有する者が、被保険者期間とみなされた組合員期間を計算の基礎とする厚生年金保険法による障害手当金の受給権を有しない場合には、適用しない。

三 前項第一号の規定は、平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法による障害一時金の受給権を有する者が、被保険者期間とみなされた組合員期間を計算の基礎とする厚生年金保険法による障害手当金の受給権を有しない場合には、適用しない。

改正する法律（昭和五十四年法律第七十六号）
第二条の規定による改正前の公共企業体職員等
共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）
第六十一条の第三項（同法第六十一条の第五
項において準用する場合を含む。）中「五分
五厘」とあるのは「三分五厘（退職した日の属
する月の翌月から平成十三年三月までの期間に
ついては年五分五厘、同年四月から平成十七年
三月までの期間については年四分、同年四月か
ら平成十八年三月までの期間については年一分
六厘、同年四月から平成十九年三月までの期間
については年二分三厘、同年四月から平成二十
年三月までの期間については年二分六厘、同年
四月から平成二十一年三月までの期間について
は年三分、同年四月から平成二十二年三月まで
の期間については年三分二厘、同年四月から平
成二十三年三月までの期間については年一分八
厘、同年四月から平成二十四年三月までの期間
については年一分九厘、同年四月から平成二十
五年三月までの期間については年二分、同年四
月から平成二十六年三月までの期間については
年二分二厘、同年四月から平成二十七年三月ま
での期間については年二分六厘、同年四月から
平成二十八年三月までの期間については年一分
七厘、同年四月から平成二十九年三月までの期
間については年二分、同年四月から平成三十年
三月までの期間については年二分四厘、同年四
月から平成三十一年三月までの期間については
年二分八厘、同年四月から令和二年三月までの
期間については年三分一厘、同年四月から令和
五年三月までの期間については年一分七厘、同
年四月から令和七年三月までの期間については
年一分六厘、同年四月から令和八年三月までの
期間については年一分七厘、同年四月から令和
九年三月までの期間については年二分、同年四
月から令和十一年三月までの期間については年
二分一厘」と読み替えるものとする。

4 存続組合が支給する国家公務員及び公共企業
体職員に係る共済組合制度の統合等を図るため
の国家公務員共済組合法等の一部を改正する法
律附則第三十四条の規定によりなお従前の例に
よるものとされた同法附則第二条の規定による
廃止前の公共企業体職員等共済組合法第六十
一条の三に規定する脱退一時金又は昭和六十一年
共済改正法附則第六十一条の規定によりなお従
前の例によるものとされた同条に規定する脱退
一時金の額は、これらの一時金の額から被保険

者期間とみなされた組合員期間及び当該被保険
者期間とみなされた組合員期間に係る平均標準
報酬月額を計算の基礎として昭和六十年国民年
金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年
金保険法第七十条の規定の例により計算した額
を控除した額とする。
第十二条第四項及び第七項の規定は、第一項
各号に定める額について準用する。
第十五条 平成八年改正法附則第三十三条第四項
に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規
定とする。
一 昭和六十年国民年金等改正法附則第五十六
条第二項
二 平成二十四年一元化法改正前国共済法第七
十四条第一項及び平成二十四年一元化法改正
前昭和六十年改正法附則第十一条第二項（平
成八年改正法附則第十六条第三項又は第七項
の規定により厚生年金保険の実施者たる政府
が支給するものとされた年金たる給付を受け
ることができるときに適用されるものに限
る。）
三 国民年金法第二十条第一項及び昭和六十年
国民年金等改正法附則第十一条第三項
四 平成八年改正法附則第三十三条第五項第一号
に規定する政令で定める規定は、平成二十四年
一元化法改正前昭和六十年改正法附則第十一
条第二項の規定とする。
五 平成八年改正法附則第三十三条第五項第二号
に規定する政令で定める規定は、平成二十四年
一元化法改正前昭和六十年改正法附則第十一
条第二項の規定とする。

（存続組合が支給する特例年金給付の受給権を
有する者が組合員又は地方の組合の組合員であ
る間の特例年金給付の支給の停止）
第十六条 平成八年改正法附則第三十三条第六項
の規定により平成二十四年一元化法改正前国共
済法第八十条又は第八十七条の二の規定が準用
される場合においては、平成二十七年改正前国
共済令第十一条の七の五の規定を準用するもの
とする。この場合においては、同条第一項第一
号中「法第八十条第一項に規定する厚生年金保
険の被保険者等」とあるのは「組合員又は地方
の組合の組合員」と、同号イ中「厚生年金保険

の被保険者（法第八十条第一項に規定する厚生
年金保険の被保険者をいう。以下この条、第十
一条の八の十二及び第十一の八の十七におい
て同じ。）若しくは厚生年金保険法附則第六
条の二の規定により読み替えられた同法第二十七
条に規定する七十歳以上の使用される者（以下
この条において「七十歳以上の使用される者」と
いう。）又は私立学校教職員共済法の規定に
よる私立学校教職員共済制度の加入者で長期給
付に相当する給付に関する規定の適用を受ける
もの（以下この条において「私立長期給付適用
者」という。）若しくは同法第二十五条の三第
一項に規定する特定教職員等（以下この条にお
いて「特定教職員等」という。）とあるのは
「組合員又は地方の組合の組合員」と、「厚生年
金保険の被保険者の厚生年金保険法第二十条に
規定する標準報酬月額若しくは七十歳以上の使
用される者の同法第四十六条第二項において準
用する同法第二十条に規定する標準報酬月額又
は私立長期給付適用者の標準給付の月額（私立
学校教職員共済法第二十二條第一項に規定する
標準給付の月額をい）、長期給付に係るものに
限る。イにおいて同じ。）若しくは特定教職員
等の私立学校教職員共済法第三十九条の規定に
適用がないとしたならば求められることとなる
標準給付の月額」とあるのは「組合員の標準報
酬の月額又は地方の組合の被用者年金
制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等
の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六
十三号。以下「平成二十四年一元化法」とい
う。）附則第六十一条第一項の規定によりなお
その効力を有するものとされた平成二十四年一
元化法第三条の規定による改正前の地方公務員
等共済組合法（以下「平成二十四年一元化法改
正前地共済法」という。）第四十四条第二項に
規定する各月の掛金の標準となつた給付の額に
政令で定める数値を乗じて得た額」と、同項第
二号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額及び
地方の組合の組合員又は地方の組合の組合員で
あつた者の平成二十四年一元化法改正前地共済
法第四十四条第二項に規定する掛金の標準とな
つた期末手当等の額に相当する額」と、同号イ
中「組合員であつた者」とあるのは「組合員又
は組合員であつた者」と、同号ロ中「厚生年金
保険の被保険者又は」とあるのは「法第八十条
第一項に規定する」と、「第二十四条の三第一
項」とあるのは「第二十四条の四第一項」と、

同号ハ中「七十歳以上の使用される者又は七十
歳以上の使用される者であつた者の厚生年金保
険法」とあるのは「厚生年金保険法附則第六
条の二の規定により読み替えられた同法第二十七
条に規定する七十歳以上の使用される者であつ
た者の同法」と、「第二十四条の三第一項」と
あるのは「第二十四条の四第一項」と、同号ニ
中「私立長期給付適用者又は私立長期給付適用
者であつた者」とあるのは「私立学校教職員共
済法の規定による私立学校教職員共済制度の加
入者で平成二十四年一元化法附則第七十九条の
規定によりなおその効力を有するものとされた
平成二十四年一元化法第四条の規定による改正
前の私立学校教職員共済法（以下「平成二十四
年一元化法改正前私学共済法」という。）によ
る長期給付に相当する給付に関する規定の適用
を受けるものであつた者」と、「私立学校教職
員共済法」とあるのは「平成二十四年一元化法
改正前私学共済法」と、同号ホ中「特定教職員
等又は特定教職員等であつた者の私立学校教職
員共済法」とあるのは「平成二十四年一元化法
改正前私学共済法第二十五条の三第一項に規定
する特定教職員等であつた者の平成二十四年一
元化法改正前私学共済法」と、同条第三項中
「同項第一号イ中「厚生年金保険法附則第六
条の二の規定により読み替えられた同法第二十七
条に規定する七十歳以上の使用される者（以下
この条において「七十歳以上の使用される者」と
いう。）とあるのは「厚生年金保険法第六
条に規定する適用事業所に使用される七十歳以上
の者（同法附則第六條の二の規定により読み替
えられた同法第二十七條に規定する七十歳以上
の使用される者を除く。イにおいて同じ。）であ
つて七十歳に満たないとしたならば厚生年金
保険の被保険者であるもの」と、「七十歳以上
の使用される者の同法第四十六条第二項におい
て準用する同法第二十条に規定する」とあるの
は「同法第六條に規定する適用事業所に使用さ
れる七十歳以上の者であつて七十歳に満たない
としたならば厚生年金保険の被保険者であるも
のに対し同法第二十条の規定を適用する」とした
ならば求められることとなる」と、同項第二号
ハ中「七十歳以上の使用される者又は七十歳以
上の使用される者であつた者の厚生年金保険法
第四十六条第二項において準用する同法第二十
四條の三第一項に規定する」とあるのは「厚生
年金保険法第六條に規定する適用事業所に使用

される七十歳以上の者又は適用事業所に使用されてきた当時に七十歳以上の者であつた者（同法附則第六條の二の規定により読み替えられた同法第二十七條に規定する七十歳以上の使用される者又は七十歳以上の使用される者であつた者を除く。）であつて七十歳に満たないとしたならば厚生年金保険の被保険者であるもの又は七十歳に満たないとしたならば厚生年金保険の被保険者であつたものに対し同法第二十四條の三第一項の規定を適用するものとする。

「存続組合である日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合が支給する長期給付に関する改正前国共済法の規定の技術的読替え等」

第十七條 平成八年改正法附則第三十三條第九項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法附則第二十二條の二第三項及び第四項の規定の適用については、同條第三項中「日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合」とあるのは、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）以下「平成八年改正法」という。）附則第三十二條第二項に規定する存続組合（以下「存続組合」という。）である日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合」と、又は日本電信電話共済組合」とあるのは、「又は存続組合である日本電信電話共済組合」と、「前項」とあるのは「平成八年改正法附則第三十三條第八項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成八年改正法第二條の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）以下「改正前国共済法」という。）附則第二十二條の二第二項」と、同條第四項中「前

項」とあるのは「平成八年改正法附則第三十三條第九項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法附則第二十二條の二第二項」と、「第二項」とあるのは「平成八年改正法附則第三十三條第八項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法附則第二十二條の二第二項」と、日本たばこ産業共済組合又は日本たばこ産業共済組合」とあるのは「存続組合である日本たばこ産業共済組合」と、「法附則第二十條の二第二項」とあるのは「平成八年改正法附則第三十三條第九項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法附則第二十二條の二第二項」とする。

3 改正前国共済法附則第三十二條の規定は、存続組合である日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合が支給する障害特例年金給付については、なおその効力を有する。

（遺族厚生年金等の受給権を有する者の退職特例年金給付の額）

第十七條の二 退職特例年金給付の受給権を有する六十五歳に達している配偶者（第十七條の四

第一項の規定が適用される者を除く。）が厚生年金保険法による遺族厚生年金又は年金たる給付であつて財務省令で定めるものの受給権を有する場合（これらの年金たる給付と同一の支給事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の支給を受ける場合を除く。）における退職特例年金給付の額については、平成八年改正法附則第三十三條第二項及び第五項並びに平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十一條の二の規定は適用せず、当該額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に、平成八年改正法附則第三十三條第五項に規定する職域相当額（以下「職域相当額」という。）があるときは当該職域相当額を、平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十八條第一項に規定する加給年金額（以下「退職共済年金の加給年金額」という。）があるときは当該退職共済年金の加給年金額を、それぞれ加算した額とする。

一 当該退職特例年金給付の受給権を有する者の厚生年金保険法による老齢厚生年金の額（当該老齢厚生年金の額の算定の基礎となる厚生年金保険の被保険者であつた期間の全部又は一部が公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）以下「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第三條第十二号に規定する厚生年金基金の加入員であつた期間であるときは、平成二十五年厚生年金等改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一四條の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四條の二第二項の規定の適用がないものとして算定した老齢厚生年金の額）その他退職を給付事由とする年金たる給付であつて財務省令で定める額の合計額から財務省令で定める額を控除して得た額（以下この条、第十七條の三、第十七條の三の二及び第十七條の四において「老齢厚生年金等合計額」という。）及び退職特例年金給付の受給権を有する者の平成八年改正法附則第三十三條第二項の規定を適用するものならば求められることとなる額（職域相当額があるときは当該職域相当額を、退職共済年金の加給年金額があるときは当該退職共済年金の加給年金額を、それぞれ控除して得た額とし、以下この条、

第二項及び第五項並びに平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十一條の二の規定は適用せず、当該額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に、平成八年改正法附則第三十三條第五項に規定する職域相当額（以下「職域相当額」という。）があるときは当該職域相当額を、平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十八條第一項に規定する加給年金額（以下「退職共済年金の加給年金額」という。）があるときは当該退職共済年金の加給年金額を、それぞれ加算した額とする。

一 当該退職特例年金給付の受給権を有する者の厚生年金保険法による老齢厚生年金の額（当該老齢厚生年金の額の算定の基礎となる厚生年金保険の被保険者であつた期間の全部又は一部が公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）以下「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第三條第十二号に規定する厚生年金基金の加入員であつた期間であるときは、平成二十五年厚生年金等改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一四條の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四條の二第二項の規定の適用がないものとして算定した老齢厚生年金の額）その他退職を給付事由とする年金たる給付であつて財務省令で定める額の合計額から財務省令で定める額を控除して得た額（以下この条、第十七條の三、第十七條の三の二及び第十七條の四において「老齢厚生年金等合計額」という。）及び退職特例年金給付の受給権を有する者の平成八年改正法附則第三十三條第二項の規定を適用するものならば求められることとなる額（職域相当額があるときは当該職域相当額を、退職共済年金の加給年金額があるときは当該退職共済年金の加給年金額を、それぞれ控除して得た額とし、以下この条、

第十七條の二の三、第十七條の四及び第十七條の四の二において「仮定退職特例年金給付額」という。）の合算額が、老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額、仮定退職特例年金給付額の二分の一に相当する額及び厚生年金保険法第六十條第一項第一号の規定その他死亡を給付事由とする年金たる給付に係る規定であつて財務省令で定めるものの例により計算した額の合計額（以下この条、第十七條の二の三、第十七條の三、第十七條の四及び第十七條の四の二において「遺族給付額」という。）の三分の二に相当する額の合算額以上であるとき、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 老齢厚生年金等合計額が老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額及び遺族給付額の三分の二に相当する額以上であるとき、仮定退職特例年金給付額に相当する額

ロ 老齢厚生年金等合計額が老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額及び遺族給付額の三分の二に相当する額に満たないとき、次の（一）又は（二）に掲げる区分に応じ、それぞれ（一）又は（二）に定める額

一 当該退職特例年金給付の受給権を有する者の厚生年金保険法による老齢厚生年金の額（当該老齢厚生年金の額の算定の基礎となる厚生年金保険の被保険者であつた期間の全部又は一部が公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）以下「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第三條第十二号に規定する厚生年金基金の加入員であつた期間であるときは、平成二十五年厚生年金等改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一四條の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四條の二第二項の規定の適用がないものとして算定した老齢厚生年金の額）その他退職を給付事由とする年金たる給付であつて財務省令で定める額の合計額から財務省令で定める額を控除して得た額（以下この条、第十七條の三、第十七條の三の二及び第十七條の四において「老齢厚生年金等合計額」という。）及び退職特例年金給付の受給権を有する者の平成八年改正法附則第三十三條第二項の規定を適用するものならば求められることとなる額（職域相当額があるときは当該職域相当額を、退職共済年金の加給年金額があるときは当該退職共済年金の加給年金額を、それぞれ控除して得た額とし、以下この条、

（一）遺族給付額が老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額及び遺族給付額の三分の二に相当する額の合算額以上であるとき、老齢厚生年金等合計額に仮定退職特例年金給付額を加えて得た額から遺族給付額を控除して得た額に相当する額

（二）遺族給付額が老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額及び遺族給付額の三分の二に相当する額の合算額に満たないとき、老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額に仮定退職特例年金給付額を加えて得た額から遺族給付額を控除して得た額に相当する額

一 当該退職特例年金給付の受給権を有する者の厚生年金保険法による老齢厚生年金の額（当該老齢厚生年金の額の算定の基礎となる厚生年金保険の被保険者であつた期間の全部又は一部が公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）以下「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第三條第十二号に規定する厚生年金基金の加入員であつた期間であるときは、平成二十五年厚生年金等改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一四條の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四條の二第二項の規定の適用がないものとして算定した老齢厚生年金の額）その他退職を給付事由とする年金たる給付であつて財務省令で定める額の合計額から財務省令で定める額を控除して得た額（以下この条、第十七條の三、第十七條の三の二及び第十七條の四において「老齢厚生年金等合計額」という。）及び退職特例年金給付の受給権を有する者の平成八年改正法附則第三十三條第二項の規定を適用するものならば求められることとなる額（職域相当額があるときは当該職域相当額を、退職共済年金の加給年金額があるときは当該退職共済年金の加給年金額を、それぞれ控除して得た額とし、以下この条、

いとき 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 遺族給付額が、老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額、仮定退職特例年金給付額の二分の一に相当する額及び遺族給付額の三分の二に相当する額の合算額以上であるとき 零

ロ 遺族給付額が、老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額、仮定退職特例年金給付額の二分の一に相当する額及び遺族給付額の三分の二に相当する額の合算額に満たないとき 次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) 遺族給付額が老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額及び遺族給付額の三分の二に相当する額の合算額以上であるとき 老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額に仮定退職特例年金給付額の二分の一に相当する額を加えて得た額から遺族給付額の三分の一に相当する額を控除して得た額に相当する額

(2) 遺族給付額が老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額及び遺族給付額の三分の二に相当する額の合算額に満たないとき 仮定退職特例年金給付額の二分の一に相当する額

2 退職特例年金給付の受給権を有する六十五歳に達している配偶者以外の者(第十七条の四第二項の規定が適用される者を除く。)が厚生年金保険法による遺族厚生年金又は年金たる給付であつて財務省令で定めるものの受給権を有する場合(これらの年金たる給付と同一の支給事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の支給を受ける場合を除く。)における退職特例年金給付の額については、平成八年改正法附則第三十三条第二項及び第五項並びに平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十一条の規定は適用せず、当該額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に、職域相当額があるときは当該職域相当額を、退職共済年金の加給年金額があるときは当該退職共済年金の加給年金額を、それぞれ加算した額とする。

一 当該退職特例年金給付の受給権を有する者の老齢厚生年金等合計額及び仮定退職特例年金給付額の合算額が遺族給付額以上であるとき 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額
イ 老齢厚生年金等合計額が遺族給付額以上であるとき 仮定退職特例年金給付額に相当する額
ロ 老齢厚生年金等合計額が遺族給付額に満たないとき 老齢厚生年金等合計額に仮定退職特例年金給付額を加えて得た額から遺族給付額を控除して得た額に相当する額
二 当該退職特例年金給付の受給権を有する者の老齢厚生年金等合計額及び仮定退職特例年金給付額の合算額が遺族給付額に満たないとき 零

金給付額の合算額が遺族給付額以上であるとき 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額
イ 老齢厚生年金等合計額が遺族給付額以上であるとき 仮定退職特例年金給付額に相当する額
ロ 老齢厚生年金等合計額が遺族給付額に満たないとき 老齢厚生年金等合計額に仮定退職特例年金給付額を加えて得た額から遺族給付額を控除して得た額に相当する額
二 当該退職特例年金給付の受給権を有する者の老齢厚生年金等合計額及び仮定退職特例年金給付額の合算額が遺族給付額に満たないとき 零

第十七条の二の二 前条第一項第一号に規定する死亡を給付事由とする年金たる給付のいずれかについて平成二十四年一元化法改正前施行法第十三条の四(平成二十四年一元化法改正前施行法第二十二條第一項(平成二十四年一元化法改正前施行法第二十三條第一項において準用する場合を含む。)、第二十三條第一項及び第四十八條第一項(平成二十四年一元化法改正前施行法第四十九條及び第五十條第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下同じ。第一項若しくは第二項、平成二十四年一元化法附則第四十八條第一項若しくは第二項若しくは平成二十七年国共済経過措置政令第八十四條第一項若しくは第二項若しくは第三十八條第一項(同条第六項において準用する場合を含む。))又は平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項の規定によりな おその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第九十一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五百五十三号。以下この条及び第三十七条の三において「平成二十四年一元化法改正前地共済法」という。))第二十七條の二第一項若しくは第二項(これらの規定を平成二十四年一元化法改正前地共済法第三十六条第一項において準用する場合を含む。)、平成二十四年一元化法附則第七十二條第一項若しくは第二項若しくは被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長

期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年地共済経過措置政令」という。))第八十四條第一項若しくは第二項若しくは第百四十一條第一項(同条第六項において準用する場合を含む。))の規定(以下「遺族共済年金額控除規定」という。))が適用される場合における前条の規定の適用については、遺族共済年金額控除規定適用後の額を同条の遺族給付額とみなす。

第十七条の二の三 退職特例年金給付の算定の基礎となつた旧適用法人施行日前期間のうち追加費用対象期間があり、かつ、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額が控除調整下限額(平成二十四年一元化法改正前施行法第十三條の二(平成二十四年一元化法改正前施行法第二十二條第一項(平成二十四年一元化法改正前施行法第二十三條第一項において準用する場合を含む。))、第二十三條第一項及び第四十八條第一項(平成二十四年一元化法改正前施行法第四十九條及び第五十條第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下同じ。))第一項に規定する場合を除く。以下同じ。))第一項に規定する控除調整下限額から、国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合には当該老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を控除した額をいう。

二の規定の適用については、平成二十四年一元化法改正前施行法第十三條の二第一項若しくは第二項又は平成二十四年一元化法改正前昭和六十年改正法附則第二十一條第二項若しくは第三項の規定の適用がないとしたならば求められることとなる額から平成八年改正法附則第三十三條第二項に規定する政令で定める額を控除した額(職域相当額があるときは当該職域相当額を、退職共済年金の加給年金額があるときは当該退職共済年金の加給年金額を、それぞれ控除して得た額とし、以下「控除前仮定退職特例年金給付額」という。))を第十七條の二の仮定退職特例年金給付額とみなし、同条第一項第一号に規定する死亡を給付事由とする年金たる給付のいずれかが遺族共済年金額控除規定の適用を受ける場合には、遺族共済年金額控除規定を適用しないとしたならば求められることとなる額を同条の遺族給付額とみなす。

一 平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一條第一項の規定により連合会が支給する年金(以下「平成二十四年一元化法附則第四十一條年金」という。))である給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五條第一項の規定により地方公務員共済組合(平成二十四年一元化法附則第五十六條第二項に規定する地方公務員共済組合をいう。))が支給する年金(以下「平成二十四年一元化法附則第六十五條年金」という。))である給付のうち遺族共済年金又は厚生年金保険法による年金たる保険給付(第二号厚生年金被保険者期間(同法第二條の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間をいう。))に基づく同法による年金たる保険給付(以下「第二号厚生年金」という。))又は第三号厚生年金被保険者期間(同法第二條の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間をいう。))に基づく同法による年金たる保険給付(以下「第三号厚生年金」という。))に限る。のうち遺族厚生年金(以下「遺族共済年金等」と総称する。))の受給権者が平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十一条の二、平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項の規定によりな おその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和三十一年法律第五百五十二号。以下「平成二十四年一元化法改正前地共済法」という。))第九十九條の二又は厚生年金保険法第六十四條の二の規定の適用を受ける場合(次号に掲げる場合を除く。))平成二十七年国共済経過措置政令第三百三十八條第一項に規定する控除前退職共済年金等の額と同項に規定する控除前遺族共済年金等の額とのうちいずれか多い額に第十七條の二の規定により算定される額(以下「控除前退職特例年金給付額」という。))を加えた額

二 遺族共済年金等(当該遺族共済年金等の額が平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十九條第二項、平成二十四年一元化法改正前地共済法第九十九條の二第二項若しくは平成二十四年一元化法附則第二十二條第二項の規定によりな おその効力を有するものとされた平成二十

四年一元化法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号）第二十一条第一項の規定により読み替えられた規定にあっては、同項の規定による読み替え後のものとする。以下同じ。）第六十条第二項又は平成二十七年国共済経過措置政令第三百三十八条第六項の規定により読み替えられた同条第一項若しくは第二項の規定により算定される場合に限る。）の受給権者が平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十一条の二、平成二十四年一元化法改正前地共済法第九十九条の四の二又は厚生年金保険法第六十四条の二の規定の適用を受ける場合、平成二十七年国共済経過措置政令第三百三十八条第六項において準用する同条第一項に規定する控除前退職共済年金等の額及び同条第六項において準用する同条第一項に規定する控除前遺族共済年金等支給額の合計額に控除前退職特例年金給付額を加えた額

三 前二号に掲げる場合以外の場合、控除前退職特例年金給付額及び平成二十七年国共済経過措置政令第五十九条第四項に規定する年金控除規定（この条、第十七条の三及び第十七条の四の二（以下「特例年金給付額控除規定」と総称する。）を除く。）の適用前の平成二十七年国共済経過措置政令第五十八条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法改正前施行法第十三条の二第一項に規定する併給年金（退職特例年金給付を除く。）の額の合計額

2 前項各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額が控除調整下限額を超えるときは、退職特例年金給付額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない額とする。

一 控除前退職特例年金給付額

二 平成二十七年国共済経過措置政令第三百三十八条第十二項に規定する退職共済年金額算定規定により算定した額から当該算定した額（国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合には、平成二十七年国共済経過措置政令第五十六条に規定する乗じて得た額を加えた額とし、平成八年改正法附則第三十二条第一項の規定によりな

お存続するものとされた日本鉄道共済組合から平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十八条第一項（同条第二項に定める金額について平成二十四年一元化法改正前昭和六十年改正法附則第十七条第二項の規定を適用する場合を含む。）に規定する加給年金額が支給される場合には、当該加給年金額に相当する額を除いた額とする。以下この号において「控除前退職共済年金の額」という。）を旧適用法人施行日前期間の月数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数に乗じて得た額又は控除前退職共済年金の額の百分の十に相当する額のいずれか少ない額と平成八年改正法附則第三十三条第二項に規定する政令で定める額との合計額を控除した額（職域相当額があるときは当該職域相当額を、退職共済年金の加給年金額があるときは当該退職共済年金の加給年金額を、それぞれ控除して得た額とする。）を第十七条の二の仮定退職特例年金給付額とみなして算定される額

3 前項第二号に定める額が同項第一号に定める額より少ない場合であり、かつ、次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額を退職特例年金給付の額とする。

一 第一項第一号の場合において、遺族共済年金等が遺族共済年金控除規定の適用を受けず、かつ、前項第二号の規定により算定された退職特例年金給付の額（以下「控除後退職特例年金給付額」という。）に平成二十七年国共済経過措置政令第三百三十八条第二項に規定する控除後遺族共済年金等の額と同一に規定する控除後遺族共済年金等の額のうちいずれか多い額を加えた額（以下この号において「控除後年金総額」という。）が控除調整下限額を下回るとき、控除後退職特例年金給付額に控除調整下限額と控除後年金総額の差額に相当する額を加えた額

二 第一項第二号の場合において、遺族共済年金等が遺族共済年金控除規定の適用を受けず、かつ、控除後退職特例年金給付額に平成二十七年国共済経過措置政令第三百三十八条第六項において準用する同条第二項に規定する控除後退職共済年金等の額及び同条第六項において準用する同条第二項に規定する控除後遺族共済年金等支給額の合計額を加えた額

（以下この号において「控除後年金総額」という。）が控除調整下限額を下回るとき、控除後退職特例年金給付額に控除調整下限額と控除後年金総額の差額を加えた額

三 第一項第三号の場合において、遺族共済年金等が遺族共済年金控除規定の適用を受けず、かつ、控除後退職特例年金給付額及び平成二十七年国共済経過措置政令第五十九条第四項に規定する年金控除規定（特例年金給付額控除規定を除く。）の適用後の平成二十七年国共済経過措置政令第五十八条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法改正前施行法第十三条の二第一項に規定する併給年金（退職特例年金給付を除く。）の額の合計額（以下この号において「控除後年金総額」という。）が控除調整下限額を下回るとき、控除後退職特例年金給付額に控除調整下限額と控除後年金総額の差額を加えた額

四 第一項第一号の場合において、遺族共済年金等が遺族共済年金控除規定の適用を受けず、かつ、控除後退職特例年金給付額に平成二十七年国共済経過措置政令第三百三十八条第二項に規定する控除後遺族共済年金等の額と同一に規定する控除後遺族共済年金等の額のうちいずれか多い額を加えた額（以下この号において「控除後年金総額」という。）が控除調整下限額を下回るとき、控除後退職特例年金給付の額に、控除調整下限額と控除後年金総額との差額に調整率（控除前年金総額から控除後年金総額を控除して得た額に対する控除前退職特例年金給付額から控除後退職特例年金給付額を控除して得た額の割合をいう。次号及び第六号において同じ。）を乗じて得た額を加えた額

五 第一項第二号の場合において、遺族共済年金等が遺族共済年金控除規定の適用を受けず、かつ、控除後退職特例年金給付の額に平成二十七年国共済経過措置政令第三百三十八条第六項において準用する同条第二項に規定する控除後退職共済年金等の額及び同条第六項において準用する同条第二項に規定する控除後遺族共済年金等支給額の合計額を加えた額（以下この号において「控除後年金総額」という。）が控除調整下限額を下回るとき、控除後退職特例年金給付の額に、控除調整下限額と控除後年金総額の差額を加えた額

六 第一項第三号の場合において、遺族共済年金等が遺族共済年金控除規定の適用を受けず、かつ、控除後退職特例年金給付の額及び平成二十七年国共済経過措置政令第五十九条第四項に規定する年金控除規定（特例年金給付額控除規定を除く。）の適用後の併給年金（退職特例年金給付を除く。）の額の合計額（以下この号において「控除後年金総額」という。）が控除調整下限額を下回るとき、控除後退職特例年金給付の額に、控除調整下限額と控除後年金総額の差額に調整率を乗じて得た額を加えた額

（遺族厚生年金等の受給権を有する者の遺族特例年金給付の額）

第十七条の三 遺族特例年金給付の受給権を有する六十五歳に達している配偶者（第十七条の四第一項の規定が適用される者を除く。）が被保険者期間とみなされた組合員期間を計算の基礎とする厚生年金保険法による遺族厚生年金の受給権を有する場合（当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の支給を受ける場合を除く。）における遺族特例年金給付の額については、平成八年改正法附則第三十三条第二項及び第五項並びに平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十一条の二の規定は適用せず、当該額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に、職域相当額があるときは、当該職域相当額を加算した額とする。

一 当該遺族特例年金給付の受給権を有する者の老齢厚生年金等合計額が、老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額、遺族給付額の三分の二に相当する額及び遺族特例年金給付の受給権を有する者の平成八年改正法附則第三十三条第二項の規定を適用したならば求められることとなる額（職域相当額があるときは、当該職域相当額を控除して得た額とし、以下この条及び第十七条の三の三から第十七条の四の二までにおいて「仮定遺族特例年金給付額」という。）の三分の二に相当する額の合算額以上であるとき、零

二 当該遺族特例年金給付の受給権を有する者の老齢厚生年金等合計額が、老齢厚生年金等の合計額の二分の一に相当する額、遺族給付額の三分の二に相当する額及び仮定遺族特例年

額と控除後年金総額との差額に調整率を乗じて得た額を加えた額

（以下この号において「控除後年金総額」という。）が控除調整下限額を下回るとき、控除後退職特例年金給付の額に、控除調整下限額と控除後年金総額の差額を加えた額

（以下この号において「控除後年金総額」という。）が控除調整下限額を下回るとき、控除後退職特例年金給付の額に、控除調整下限額と控除後年金総額の差額を加えた額

（以下この号において「控除後年金総額」という。）が控除調整下限額を下回るとき、控除後退職特例年金給付の額に、控除調整下限額と控除後年金総額の差額を加えた額

額と控除後年金総額との差額に調整率を乗じて得た額を加えた額

（以下この号において「控除後年金総額」という。）が控除調整下限額を下回るとき、控除後退職特例年金給付の額に、控除調整下限額と控除後年金総額の差額を加えた額

（以下この号において「控除後年金総額」という。）が控除調整下限額を下回るとき、控除後退職特例年金給付の額に、控除調整下限額と控除後年金総額の差額を加えた額

（以下この号において「控除後年金総額」という。）が控除調整下限額を下回るとき、控除後退職特例年金給付の額に、控除調整下限額と控除後年金総額の差額を加えた額

金給付額の三分の二に相当する額の合算額に満たないとき 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 遺族給付額及び仮定遺族特例年金給付額の合算額が、老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額、遺族給付額の三分の二に相当する額及び仮定遺族特例年金給付額の三分の二に相当する額の合算額以上であるとき 次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) 老齢厚生年金等合計額が老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額及び遺族給付額の三分の二に相当する額の合算額以上であるとき 遺族給付額に仮定遺族特例年金給付額を加えて得た額から老齢厚生年金等合計額を控除して得た額に相当する額

(2) 老齢厚生年金等合計額が老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額及び遺族給付額の三分の二に相当する額の合算額に満たないとき 次の(i)又は(i)に掲げる区分に応じ、それぞれ(i)又は(i)に定める額

(i) 遺族給付額が老齢厚生年金等合計額の三分の一に相当する額及び遺族給付額の三分の二に相当する額の合算額以上であるとき 仮定遺族特例年金給付額に相当する額

(ii) 遺族給付額が老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額及び遺族給付額の三分の二に相当する額の合算額に満たないとき 遺族給付額の三分の一に相当する額に仮定遺族特例年金給付額を加えて得た額から老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額を控除して得た額に相当する額

ロ 遺族給付額及び仮定遺族特例年金給付額の合算額が、老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額、遺族給付額の三分の二に相当する額及び仮定遺族特例年金給付額の三分の二に相当する額の合算額に満たないとき 次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

2 遺族特例年金給付の受給権を有する六十五歳に達している配偶者以外の者(第十七条の四第二項の規定が適用される者を除く。)が被保険者期間とみなされた組合員期間を計算の基礎とする厚生年金保険法による遺族厚生年金の受給権を有する場合(当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の支給を受ける場合を除く。)における遺族特例年金給付の額については、平成八年改正法附則第三十三条第二項及び第五項並びに平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十一条の規定は適用せず、当該各号に定める額に、区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に、職域相当額があるときは、当該職域相当額を加算した額とする。

一 当該遺族特例年金給付の受給権を有する者の老齢厚生年金等合計額が遺族給付額及び仮定遺族特例年金給付額の合算額以上であるとき

二 当該遺族特例年金給付の受給権を有する者の老齢厚生年金等合計額が遺族給付額及び仮定遺族特例年金給付額の合算額に満たないとき 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 老齢厚生年金等合計額が遺族給付額以上であるとき 遺族給付額に仮定遺族特例年金給付額を加えて得た額から老齢厚生年金等合計額を控除して得た額に相当する額

ロ 老齢厚生年金等合計額が遺族給付額に満たないとき 仮定遺族特例年金給付額に相当する額

第十七条の三の二 第十七条の二第一項第一号に規定する退職を給付事由とする年金たる給付の

いづれかについて、平成二十四年一元化法改正前施行法第十三条の二第二項若しくは第二項、平成二十四年一元化法改正前昭和六十年改正法附則第二十一条第二項若しくは第三項、平成二十四年一元化法附則第四十六条第一項若しくは第二項、平成二十七年国共済経過措置政令第九十八号第一項(同条第六項において準用する場合を含む。)若しくは平成二十七年改正前国共済令附則第二十七条の四第五項又は平成二十四年一元化法改正前地共済施行法第十三条の二第一項若しくは第二項(これらの規定を平成二十四年一元化法改正前地共済施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。)、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第二百二条の規定(平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。)による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八号。以下「平成二十四年一元化法改正前昭和六十年地共済改正法」という。)、附則第二十一条第二項若しくは第三項、平成二十四年一元化法附則第七十条第一項若しくは第二項、平成二十七年地共済経過措置政令第四百四十一条第一項(同条第六項において準用する場合を含む。)、若しくは平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた地方公務員等共済組合法施行令第三百四十六号)第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法施行令附則第七十二条の三第二項の規定(以下「退職共済年金額控除規定」という。))が適用される場合における前条の規定の適用については、退職共済年金額控除規定適用後の額を同条の老齢厚生年金等合計額とみなす。

第十七条の三の三 遺族特例年金給付の算定の基礎となつた旧適用法人施行日前期間のうちに追加費用対象期間があり、かつ、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額が控除調整下限額を下回る場合における第十七条の三の規定の適用については、平成二十四年一元化法改正前施行法第十三条の四第一項若しくは第二項又は平成二十四年一元化法改正前昭和六十年改正法附則第二十一条第二項若しくは第三項の規定の適用がないとしたならば求められることとなる額から平成八年改正法附則第三十三

条第二項に規定する政令で定める額を控除した額(職域相当額があるときは、当該職域相当額を控除して得た額とし、以下「控除前仮定遺族特例年金給付額」という。))を第十七条の三の仮定遺族特例年金給付額とみなし、第十七条の二第一項第一号に規定する退職を給付事由とする年金たる給付のいづれかが退職共済年金額控除規定の適用を受ける場合には、退職共済年金額控除規定を適用しないとしたならば求められることとなる額を第十七条の三の老齢厚生年金等合計額とみなす。

一 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条年金のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条年金のうち退職共済年金又は厚生年金保険法による年金たる保険給付(第二号厚生年金又は第三号厚生年金に限る。)のうち老齢厚生年金(次号において「退職共済年金等」と総称する。)の受給権者が平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十一条の二、平成二十四年一元化法改正前地共済法第九十九条の四の二又は厚生年金保険法第六十四条の二の規定の適用を受ける場合(次号に掲げる場合を除く。)、平成二十七年国共済経過措置政令第三百三十八号第一項に規定する控除前退職共済年金等の額と同項に規定する控除前遺族共済年金等の額とのうちいづれが多い額に第十七条の三の規定により算定される額(以下「控除前遺族特例年金給付額」という。)を加えた額

二 退職共済年金等の受給権者が平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十一条の二、平成二十四年一元化法改正前地共済法第九十九条の四の二又は厚生年金保険法第六十四条の二の規定の適用を受ける場合(当該退職共済年金等と併せて受けることができる遺族共済年金等の額が平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十九条第二項、平成二十四年一元化法改正前地共済法第九十九条の二第二項又は平成二十四年一元化法改正前厚年法第六十条第二項の規定により算定される場合に限る。)、平成二十七年国共済経過措置政令第三百三十八号第六項において準用する同条第一項に規定する控除前退職共済年金等の額及び同

条第六項において準用する同条第一項に規定する控除前遺族共済年金等支給額の合計額に控除前遺族特例年金給付額を加えた額

三 前二号に掲げる場合以外の場合 控除前遺族特例年金給付額及び平成二十七年国共済経過措置政令第六十八号第三項に規定する年金額控除規定(特例年金給付額控除規定を除く。)(適用前の平成二十七年国共済経過措置政令第六十七号の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法改正前施行法第十三条の四第一項に規定する併給年金(遺族特例年金給付を除く。))の額の合計額

2 前項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額が控除調整下限額を超えるときは、遺族特例年金給付額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない額とする。

一 控除前遺族特例年金給付額
二 平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十九号第一項第一号並びに平成二十四年一元化法改正前昭和六十年改正法附則第二十八号第一項並びに第二十九号第一項及び第二項の規定の例により算定した額(平成八年改正法附則第三十二号第一項の規定によりなお存続するものとされた日本鉄道共済組合から昭和六十年改正法附則第二十八号第一項並びに第二十九号第一項及び第二項の規定の例により算定した額が支給される場合には、当該算定した額に相当する額を除いた額とする。)

三 第一項第三号の場合において、退職共済年金等が退職共済年金控除規定の適用を受けず、かつ、控除後遺族特例年金給付額及び平成二十七年国共済経過措置政令第六十八号第三項に規定する年金額控除規定(特例年金給付額控除規定を除く。)(適用後の平成二十七年国共済経過措置政令第六十七号の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法改正前施行法第十三条の四第一項に規定する併給年金(遺族特例年金給付を除く。))の額の合計額(以下この号において「控除後年金総額」という。)

四 第一項第一号の場合において、退職共済年金等が退職共済年金控除規定の適用を受け、かつ、控除後遺族特例年金給付額の額に平成二十七年国共済経過措置政令第三十八号第二項に規定する控除後遺族共済年金等の額と同項に規定する控除後遺族共済年金等の額とのうちいずれか多い額を加えた額(以下この号において「控除後年金総額」という。)

3 前項第二号に定める額が同項第一号に定める額より少ない場合であり、かつ、次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額を遺族特例年金給付の額とする。

一 第一項第一号の場合において、退職共済年金等が退職共済年金控除規定の適用を受けず、かつ、前項第二号の規定により算定された遺族特例年金給付の額(以下「控除後遺族

特例年金給付額」という。)(平成二十七年国共済経過措置政令第三十八号第二項に規定する控除後遺族共済年金等の額)とのうちいずれか多い額を加えた額(以下この号において「控除後年金総額」という。)

二 第一項第二号の場合において、平成二十七年国共済経過措置政令第三十八号第十項に規定する改正前国共済法による退職共済年金等が退職共済年金控除規定の適用を受けず、かつ、控除後遺族特例年金給付額に同条第六項において準用する同条第二項に規定する控除後退職共済年金等の額及び同条第六項において準用する同条第二項に規定する控除後遺族共済年金等支給額の合計額を加えた額(以下この号において「控除後年金総額」という。)

三 第一項第三号の場合において、退職共済年金等が退職共済年金控除規定の適用を受けず、かつ、控除後遺族特例年金給付額及び平成二十七年国共済経過措置政令第六十八号第三項に規定する年金額控除規定(特例年金給付額控除規定を除く。)(適用後の平成二十七年国共済経過措置政令第六十七号の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法改正前施行法第十三条の四第一項に規定する併給年金(遺族特例年金給付を除く。))の額の合計額(以下この号において「控除後年金総額」という。)

四 第一項第一号の場合において、退職共済年金等が退職共済年金控除規定の適用を受け、かつ、控除後遺族特例年金給付額の額に平成二十七年国共済経過措置政令第三十八号第二項に規定する控除後遺族共済年金等の額と同項に規定する控除後遺族共済年金等の額とのうちいずれか多い額を加えた額(以下この号において「控除後年金総額」という。)

一 第一項第一号の場合において、退職共済年金等が退職共済年金控除規定の適用を受けず、かつ、前項第二号の規定により算定された遺族特例年金給付の額(以下「控除後遺族

特例年金給付の額に、控除調整下限額と控除後年金総額との差額に調整率(控除前年金総額から控除後年金総額を控除して得た額に對する控除前遺族特例年金給付額から控除後遺族特例年金給付額を控除して得た額の割合をいう。次号及び第六号において同じ。))を乗じて得た額を加えた額

五 第一項第二号の場合において、退職共済年金等が退職共済年金控除規定の適用を受け、かつ、控除後遺族特例年金給付の額に平成二十七年国共済経過措置政令第三十八号第六項において準用する同条第二項に規定する控除後退職共済年金等の額及び同条第六項において準用する同条第二項に規定する控除後遺族共済年金等支給額の合計額を加えた額(以下この号において「控除後年金総額」という。)

六 第一項第三号の場合において、退職共済年金等が退職共済年金控除規定の適用を受け、かつ、控除後遺族特例年金給付の額及び平成二十七年国共済経過措置政令第六十八号第三項に規定する年金額控除規定(特例年金給付額控除規定を除く。)(適用後の併給年金(退職特例年金給付を除く。))の額の合計額(以下この号において「控除後年金総額」という。)

七 第一項第一号の場合において、退職共済年金等が退職共済年金控除規定の適用を受け、かつ、控除後遺族特例年金給付額の額に平成二十七年国共済経過措置政令第三十八号第二項に規定する控除後遺族共済年金等の額と同項に規定する控除後遺族共済年金等の額とのうちいずれか多い額を加えた額(以下この号において「控除後年金総額」という。)

一 第一項第一号の場合において、退職共済年金等が退職共済年金控除規定の適用を受けず、かつ、前項第二号の規定により算定された遺族特例年金給付の額(以下「控除後遺族

当額を、退職共済年金の加給年金額があるときは当該退職共済年金の加給年金額を、それぞれ加算した額とする。

一 当該特例年金給付の受給権を有する者の老齢厚生年金等合計額及び仮定退職特例年金給付額の合算額が、老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額、仮定退職特例年金給付額の二分の一に相当する額、遺族給付額の三分の二に相当する額及び仮定遺族特例年金給付額の三分の二に相当する額の合算額以上であるとき、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 老齢厚生年金等合計額が老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額及び遺族給付額の三分の二に相当する額の合算額以上であるとき、仮定退職特例年金給付額に相当する額

ロ 老齢厚生年金等合計額が老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額及び遺族給付額の三分の二に相当する額の合算額に満たないとき、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) 遺族給付額が老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額及び遺族給付額の三分の二に相当する額の合算額以上であるとき、老齢厚生年金等合計額に仮定退職特例年金給付額を加えて得た額から遺族給付額を控除して得た額に相当する額

(2) 遺族給付額が老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額及び遺族給付額の三分の二に相当する額の合算額に満たないとき、老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額に仮定退職特例年金給付額を加えて得た額から遺族給付額の三分の二に相当する額を控除して得た額に相当する額

二 当該特例年金給付の受給権を有する者の老齢厚生年金等合計額及び仮定退職特例年金給付額の合算額が、老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額、仮定退職特例年金給付額の二分の一に相当する額、遺族給付額の三分の二に相当する額及び仮定遺族特例年金給付額の三分の二に相当する額の合算額に満たないとき、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

一 当該特例年金給付の受給権を有する者の老齢厚生年金等合計額及び仮定退職特例年金給付額の合算額が、老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額、仮定退職特例年金給付額の二分の一に相当する額、遺族給付額の三分の二に相当する額及び仮定遺族特例年金給付額の三分の二に相当する額の合算額に満たないとき、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 遺族給付額及び仮定遺族特例年金給付額の合算額が、老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額、仮定退職特例年金給付額の二分の一に相当する額、遺族給付額の三分の二に相当する額及び仮定遺族特例年金給付額の三分の二に相当する額の合算額以上であるとき、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

- (1) 老齢厚生年金等合計額が老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額及び遺族給付額の三分の二に相当する額の合算額以上であるとき、遺族給付額に仮定遺族特例年金給付額を加えて得た額から老齢厚生年金等合計額を控除して得た額に相当する額
- (2) 老齢厚生年金等合計額が老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額及び遺族給付額の三分の二に相当する額の合算額に満たないとき、次の(i)又は(i)に掲げる区分に応じ、それぞれ(i)又は(i)に定める額

- (i) 遺族給付額が老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額及び遺族給付額の三分の二に相当する額の合算額以上であるとき、仮定遺族特例年金給付額に相当する額
- (ii) 遺族給付額が老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額及び遺族給付額の三分の二に相当する額の合算額に満たないとき、遺族給付額の三分の一に相当する額に仮定遺族特例年金給付額を加えて得た額から老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額を控除して得た額に相当する額

ロ 遺族給付額及び仮定遺族特例年金給付額の合算額が、老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額、仮定退職特例年金給付額の二分の一に相当する額、遺族給付額の三分の二に相当する額及び仮定遺族特例年金給付額の三分の二に相当する額の合算額に満たないとき、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

- (1) 老齢厚生年金等合計額が老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額及び遺族給付額の三分の二に相当する額の合算額以上であるとき、仮定退職特例年金給付額の二分の一に相当する額に遺族給付額の三分の二に相当する額及び仮定遺族特例年金給付額の三分の二に相当する額を加えて得た額から老齢厚生年金等合計額を控除して得た額に相当する額
- (2) 老齢厚生年金等合計額が老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額及び遺族給付額の三分の二に相当する額の合算額に満たないとき、次の(i)又は(i)に掲げる区分に応じ、それぞれ(i)又は(i)に定める額

族給付額の三分の二に相当する額の合算額以上であるとき、仮定退職特例年金給付額の二分の一に相当する額に遺族給付額の三分の二に相当する額及び仮定遺族特例年金給付額の三分の二に相当する額を加えて得た額から老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額を控除して得た額に相当する額

- (2) 老齢厚生年金等合計額が老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額及び遺族給付額の三分の二に相当する額の合算額に満たないとき、次の(i)又は(i)に掲げる区分に応じ、それぞれ(i)又は(i)に定める額
- (i) 遺族給付額が老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額及び遺族給付額の三分の二に相当する額の合算額以上であるとき、老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額に仮定退職特例年金給付額の三分の二に相当する額及び仮定遺族特例年金給付額の三分の二に相当する額を加えて得た額から遺族給付額の三分の一に相当する額を控除して得た額に相当する額
- (ii) 遺族給付額が老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額及び遺族給付額の三分の二に相当する額の合算額に満たないとき、仮定退職特例年金給付額の二分の一に相当する額に仮定遺族特例年金給付額の三分の二に相当する額を加えて得た額に相当する額

2 遺族特例年金給付の受給権を有する六十五歳に達している配偶者以外の者が退職特例年金給付及び被保険者期間とみなされた組合員期間を計算の基礎とする厚生年金保険法による遺族厚生年金の受給権を有する場合(当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の支給を受ける場合を除く。)における特例年金給付の額については、平成八年改正法附則第三十三条第二項及び第五項並びに平成二十四年一元化改正前国共済法第九十一条の規定は適用せず、当該額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に、職域相当額があるときは当該職域相当額を、退職共済年金の加給年金額があるときは当該退職共済年金の加給年金額を、それぞれ加算した額とする。

- 1 当該特例年金給付の受給権を有する者の老齢厚生年金等合計額及び仮定退職特例年金給付額の合算額が遺族給付額及び仮定遺族特例年金給付額の合算額以上であるとき、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額
 - イ 老齢厚生年金等合計額が遺族給付額以上であるとき、仮定退職特例年金給付額に相当する額
 - ロ 老齢厚生年金等合計額が遺族給付額に満たないとき、老齢厚生年金等合計額に仮定退職特例年金給付額を加えて得た額から遺族給付額を控除して得た額に相当する額
- 2 当該特例年金給付の受給権を有する者の老齢厚生年金等合計額及び仮定退職特例年金給付額の合算額が遺族給付額及び仮定遺族特例年金給付額の合算額に満たないとき、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額
 - イ 老齢厚生年金等合計額が遺族給付額以上であるとき、遺族給付額に仮定遺族特例年金給付額を加えて得た額から老齢厚生年金等合計額を控除して得た額に相当する額
 - ロ 老齢厚生年金等合計額が遺族給付額に満たないとき、老齢厚生年金等合計額に遺族給付額を加えて得た額から老齢厚生年金等合計額を控除して得た額に相当する額
- 3 第一項に規定する場合において、退職特例年金給付の額は、同項各号に定める額又は仮定退職特例年金給付額に相当する額のいずれか少ない額とする。この場合において、当該退職特例年金給付の額が同項各号に定める額に満たないときは、その差額に相当する額を遺族特例年金給付の額とする。
- 4 前項の規定は、第二項に規定する場合について準用する。
- 5 第一項及び第二項の場合において、これらの規定により加算する職域相当額は、次の各号(同項の規定が適用される者)にあっては、第三号を除く。)に掲げる額のうちいずれか多い額とする。この場合において、当該額と第一号に掲げる額との差額に相当する額を遺族特例年金給付に係る職域相当額とし、第一号に掲げる額を退職特例年金給付に係る職域相当額とする。
 - 一 仮定退職特例年金給付額に係る職域相当額に相当する額
 - 二 仮定遺族特例年金給付額に係る職域相当額に相当する額

一 当該特例年金給付の受給権を有する者の老齢厚生年金等合計額及び仮定退職特例年金給付額の合算額が遺族給付額及び仮定遺族特例年金給付額の合算額以上であるとき、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

- イ 老齢厚生年金等合計額が遺族給付額以上であるとき、仮定退職特例年金給付額に相当する額
- ロ 老齢厚生年金等合計額が遺族給付額に満たないとき、老齢厚生年金等合計額に仮定退職特例年金給付額を加えて得た額から遺族給付額を控除して得た額に相当する額
- 二 当該特例年金給付の受給権を有する者の老齢厚生年金等合計額及び仮定退職特例年金給付額の合算額が遺族給付額及び仮定遺族特例年金給付額の合算額に満たないとき、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額
 - イ 老齢厚生年金等合計額が遺族給付額以上であるとき、遺族給付額に仮定遺族特例年金給付額を加えて得た額から老齢厚生年金等合計額を控除して得た額に相当する額
 - ロ 老齢厚生年金等合計額が遺族給付額に満たないとき、老齢厚生年金等合計額に遺族給付額を加えて得た額から老齢厚生年金等合計額を控除して得た額に相当する額

二 当該特例年金給付の受給権を有する者の老齢厚生年金等合計額及び仮定退職特例年金給付額の合算額が遺族給付額及び仮定遺族特例年金給付額の合算額に満たないとき、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

- イ 老齢厚生年金等合計額が遺族給付額以上であるとき、遺族給付額に仮定遺族特例年金給付額を加えて得た額から老齢厚生年金等合計額を控除して得た額に相当する額
- ロ 老齢厚生年金等合計額が遺族給付額に満たないとき、老齢厚生年金等合計額に遺族給付額を加えて得た額から老齢厚生年金等合計額を控除して得た額に相当する額

3 第一項に規定する場合において、退職特例年金給付の額は、同項各号に定める額又は仮定退職特例年金給付額に相当する額のいずれか少ない額とする。この場合において、当該退職特例年金給付の額が同項各号に定める額に満たないときは、その差額に相当する額を遺族特例年金給付の額とする。

4 前項の規定は、第二項に規定する場合について準用する。

5 第一項及び第二項の場合において、これらの規定により加算する職域相当額は、次の各号(同項の規定が適用される者)にあっては、第三号を除く。)に掲げる額のうちいずれか多い額とする。この場合において、当該額と第一号に掲げる額との差額に相当する額を遺族特例年金給付に係る職域相当額とし、第一号に掲げる額を退職特例年金給付に係る職域相当額とする。

- 一 仮定退職特例年金給付額に係る職域相当額に相当する額
- 二 仮定遺族特例年金給付額に係る職域相当額に相当する額

三 仮定退職特例年金給付額に係る職域相当額の二分の一に相当する額及び仮定遺族特例年金給付額に係る職域相当額の三分の二に相当する額の合算額に相当する額

第十七条の四の二 退職特例年金給付又は遺族特例年金給付の算定の基礎となつた旧適用法人施行日前期間のうち追加費用対象期間があり、かつ、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額が控除調整下限額を下回る場合における前条の規定の適用については、退職特例年金給付の算定の基礎となつた旧適用法人施行日前期間のうち追加費用対象期間がある場合には、第十七条の二の三第一項に規定する控除前仮定退職特例年金給付額を前条の仮定退職特例年金給付額とみなし、遺族特例年金給付の算定の基礎となつた旧適用法人施行日前期間のうち追加費用対象期間がある場合には、第十七条の三の三第一項に規定する控除前仮定遺族特例年金給付額を前条の仮定遺族特例年金給付額とみなす。

一 当該受給権者が受ける遺族給付額に平成二十七年国共済経過措置政令第五十八条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化改正前施行法第十三条の二第一項に規定する併給年金が含まれる場合において、当該遺族給付額について、平成二十四年一元化改正前国共済法第九十一条の二、平成二十四年一元化改正前地共済法第九十九条の四の二又は厚生年金保険法第六十四条の二の規定が適用される場合(次号に掲げる場合を除く。)

平成二十七年国共済経過措置政令第三十八條第一項に規定する控除前退職共済年金等の額と同項に規定する控除前遺族共済年金等の額とのうちいずれか多い額に控除前特例年金給付額(退職特例年金給付の算定の基礎となつた旧適用法人施行日前期間のうち追加費用対象期間がある場合には第十七条の二の三第一項に規定する控除前仮定退職特例年金給付額とみなし、遺族特例年金給付の算定の基礎となつた旧適用法人施行日前期間のうち追加費用対象期間がある場合には第十七条の三の三第一項に規定する控除前仮定遺族特例年金給付額とみなして算定される特例年金給付の額をいう。以下「控除前特例年金給付額」という。)を加えた額

二 当該受給権者が受ける遺族給付額に平成二十七年国共済経過措置政令第五十八条の規定

により読み替えられた平成二十四年一元化法改正前施行法第十三条の二第一項に規定する併給年金が含まれる場合において、当該遺族給付額が平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十九条第二項、平成二十四年一元化法改正前地共済法第九十九条の二第二項又は平成二十四年一元化法改正前厚年法第六十条第二項の規定により算定され、かつ、平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十一条の二、平成二十四年一元化法改正前地共済法第九十九条の二又は厚生年金保険法第六十四条の二の規定が適用される場合、平成二十七年国共済経過措置政令第三百三十八条第六項において準用する同条第一項に規定する控除前退職共済年金等の額及び同条第六項において準用する同条第一項に規定する控除前遺族共済年金等支給額の合計額に控除前特例年金給付額を加えた額

三 前二号に掲げる場合以外の場合 控除前特例年金給付額、平成二十七年国共済経過措置政令第五十九条第四項に規定する年金額控除規定（特例年金給付額控除規定を除く。）の適用前の平成二十七年国共済経過措置政令第二十五条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法改正前施行法第十三条の二第一項に規定する併給年金（退職特例年金給付を除く。）の額及び平成二十七年国共済経過措置政令第六十八条第三項に規定する年金額控除規定（特例年金給付額控除規定を除く。）の適用前の平成二十七年国共済経過措置政令第六十七条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法改正前施行法第十三条の四第一項に規定する併給年金（遺族特例年金給付を除く。）の額の合計額

前項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額が控除調整下限額を超えるときは、退職特例年金給付の額及び遺族特例年金給付の額は、退職特例年金給付の算定の基礎となつた旧適用法人施行日前期間のうちに追加費用対象期間がある場合には、平成二十四年一元化法改正前施行法第十三条の二第二項若しくは第二項又は平成二十四年一元化法改正前昭和六十年改正法附則第二十一条第二項若しくは第三項の規定の適用後の額（職域相当額があるときは当該職域相当額を、退職共済年金の加給年金額があるときは当該退職共済年金の加給年金額を、それぞれ控除して得た額とし、以下「控除

後仮定退職特例年金給付額」という。）を前条の仮定退職特例年金給付と、平成二十四年一元化法改正前施行法第十三条の四第一項若しくは第二項又は平成二十七年改正前昭和六十一年経過措置政令第二十六条第一項若しくは第二項の規定の適用後の額（職域相当額があるときは、当該職域相当額を控除して得た額とする。）を前条の仮定遺族特例年金給付とそれぞれみなして算定される額とする。

三 前項の場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額が控除調整下限額を下回るときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定された退職特例年金給付の額と遺族特例年金給付の額との合計額（以下この項及び次項において「控除後特例年金給付額」という。）に控除調整下限額と次の各号に定める額の差額に相当する額を加えた額をもって特例年金給付の額とする。

一 第一項第一号の場合 控除後特例年金給付額に平成二十七年国共済経過措置政令第五百三十八条第二項に規定する控除後退職共済年金等の額と同項に規定する控除後遺族共済年金等の額とのうちいずれか多い額を加えた額

二 第一項第二号の場合 控除後特例年金給付額に平成二十七年国共済経過措置政令第五百三十八条第六項において準用する同条第二項に規定する控除後退職共済年金等の額及び同条第六項において準用する同条第二項に規定する控除後遺族共済年金等支給額の合計額を加えた額

三 第一項第三号の場合 控除後特例年金給付額、平成二十七年国共済経過措置政令第五十九条第四項に規定する年金額控除規定（特例年金給付額控除規定を除く。）の適用後の平成二十七年国共済経過措置政令第五十八条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法改正前施行法第十三条の二第一項に規定する併給年金（退職特例年金給付を除く。）の額及び平成二十七年国共済経過措置政令第六十八条第三項に規定する年金額控除規定（特例年金給付額控除規定を除く。）の適用後の平成二十七年国共済経過措置政令第六十七条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法改正前施行法第十三条の四第一項に規定する併給年金（遺族特例年金給付を除く。）の額の合計額

号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とし、遺族特例年金給付の額は、控除後特例年金給付額から当該各号に定める額を控除した額とする。

一 退職特例年金給付の算定の基礎となつた旧適用法人施行日前期間のうちに追加費用対象期間がある場合であり、かつ、遺族特例年金給付の算定の基礎となつた旧適用法人施行日前期間のうちに追加費用対象期間がない場合 控除後仮定退職特例年金給付額（職域相当額があるときは当該職域相当額を、退職共済年金の加給年金額があるときは当該退職共済年金の加給年金額を、それぞれ加算して得た額とする。）と控除後特例年金給付額とのうちいずれか少ない額

二 退職特例年金給付の算定の基礎となつた旧適用法人施行日前期間のうちに追加費用対象期間がない場合であり、かつ、遺族特例年金給付の算定の基礎となつた旧適用法人施行日前期間のうちに追加費用対象期間がある場合 控除前仮定退職特例年金給付額（職域相当額があるときは、当該職域相当額を加算して得た額とする。）と控除後特例年金給付額とのうちいずれか少ない額

三 退職特例年金給付及び遺族特例年金給付のいずれも算定の基礎となつた旧適用法人施行日前期間のうちに追加費用対象期間がある場合 第二項の規定により算定された退職特例年金給付額に控除調整下限額から前項各号に定める額を控除した額に調整率を乗じて得た額に相当する額を加えた額

五 前項第三号の調整率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合をいう。

一 第三項第一号に掲げるとき 第一項第一号に定める額から第三項第一号に定める額を控除した額に対する第一項の規定の例により算定される退職特例年金給付の額から第三項の規定の例により算定される退職特例年金給付の額を割合とする。

二 第三項第二号に掲げるとき 第一項第二号に定める額から第三項第二号に定める額を控除した額に対する第一項の規定の例により算定される退職特例年金給付の額から第三項の規定の例により算定される退職特例年金給付の額を割合とする。

三 第三項第三号に掲げるとき 第一項第三号に定める額から第三項第三号に定める額を控

除した額に対する第一項の規定の例により算定される退職特例年金給付の額から第三項の規定の例により算定される退職特例年金給付の額を割合とする。

（離婚等をした場合における特例に関する国共済法等の規定の技術的読替え）

第十七条の五 旧適用法人施行日前期間を有する者が離婚等（平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十三条の五第一項に規定する離婚等という。）をした場合について、平成八年改正法附則第三十三条第十四項の規定により平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十三条の五から第九十三条の十二までの規定（平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十三条の五第一項ただし書並びに第一号及び第二号、第二項並びに第三項、第九十三条の六から第九十三条の八まで並びに第九十三条の九第二項の規定を除く。）を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる平成二十四年一元化法改正前国共済法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第九組合員又は組合員で旧適用法人共済組合員三あつた者

第九十三條の九第一項第一号及び第二項第一号の規定により標準報酬月額及び月額（同法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。以下同じ。）

厚生年金保険法第七十条第一号及び第二項第一号の規定により標準報酬月額及び月額（同法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。以下同じ。）

同法第一項第二号及び第二項第二号の規定により標準報酬月額及び月額（同法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。以下同じ。）

同法第七十八條の六第六項第二号の規定により標準報酬月額

次の各号のいずれか同法第七十八條の第二に該当するときは、一項の規定による標準組合（組合員であつ報酬の改定又は決定の

附則第三條第八号に規定する旧適用法人共済組合員期間をいう。）を有する者

附則第三條第八号に規定する旧適用法人共済組合員期間をいう。）を有する者

附則第三條第八号に規定する旧適用法人共済組合員期間をいう。）を有する者

附則第三條第八号に規定する旧適用法人共済組合員期間をいう。）を有する者

<p>た者又はその配偶者請求をしたときは、当該請求をしたときに、 であつた者にあつて該請求をしたときは、 は、連合会。以下こ の款において</p>	<p>請求を請求すること する を請求すること ができ る</p>	<p>標準報酬の月額及び 標準期末手当等の 額を</p>	<p>標準報酬の月額及び 標準報酬の月額を 標準報酬の月額を 標準報酬の月額を</p>	<p>第九組合は 第九組合は 第九組合は</p>	<p>第九組合は 第九組合は 第九組合は</p>	<p>第九組合は 第九組合は 第九組合は</p>	<p>第九組合は 第九組合は 第九組合は</p>
<p>を控除して得た率を 乗じて得た額 第二号改定者の改定 前の標準報酬の月額 (標準報酬の月額を 有しない月にあつて は、零)に、第一号 改定者の改定前の標 準報酬の月額に改定 割合を乗じて得た額 を加えて得た額</p>	<p>第九組合員期間 第九組合員期間 第九組合員期間</p>	<p>第九組合員期間 第九組合員期間 第九組合員期間</p>	<p>第九組合員期間 第九組合員期間 第九組合員期間</p>	<p>第九組合員期間 第九組合員期間 第九組合員期間</p>	<p>第九組合員期間 第九組合員期間 第九組合員期間</p>	<p>第九組合員期間 第九組合員期間 第九組合員期間</p>	<p>第九組合員期間 第九組合員期間 第九組合員期間</p>
<p>第九十三条の九第一 項 第九十三条の九第一 項</p>	<p>第九十三条の九第一 項 第九十三条の九第一 項</p>	<p>第九十三条の九第一 項 第九十三条の九第一 項</p>	<p>第九十三条の九第一 項 第九十三条の九第一 項</p>	<p>第九十三条の九第一 項 第九十三条の九第一 項</p>	<p>第九十三条の九第一 項 第九十三条の九第一 項</p>	<p>第九十三条の九第一 項 第九十三条の九第一 項</p>	<p>第九十三条の九第一 項 第九十三条の九第一 項</p>
<p>第一項 第三号の項 第三号の項</p>	<p>第一項 第三号の項 第三号の項</p>	<p>第一項 第三号の項 第三号の項</p>	<p>第一項 第三号の項 第三号の項</p>	<p>第一項 第三号の項 第三号の項</p>	<p>第一項 第三号の項 第三号の項</p>	<p>第一項 第三号の項 第三号の項</p>	<p>第一項 第三号の項 第三号の項</p>

<p>附則第二十組合員期間 七条の七（離婚時） 表第十一組合員 、第十四条期間 第一項及び 第二十六条 の項</p>	<p>し組合員期第一項の規定により読み替えられた新法第九十三条の規定に規定する 離婚時みなし旧適用法人 施行日前期間</p>	<p>附則第二十組合員期間 七条の七（離婚時） 表第十一組合員 、第十四条期間 第一項及び 第二十六条 の項</p>
--	--	--

<p>第五條旧適用法人施行日前期間（離婚時） 第一項 用法なし旧適用法人施行日前期間（第十 八条の五第一項の規定により読み替 えられた国家公務員共済組合法第九 条第一項の規定による長期給付等に 関する経過措置に関する政令（平成 十九年政令第十六号。以下「平成 十九年経過措置令」という。）第 十七條の五第一項の規定により読み 替えられた第九條の十第二項に規定 する離婚時みなし旧適用法人施行 日前期間をいう。）を除く。）</p>	<p>第十二条有する者（第八十八条第一項第四号に該当する者）にあつては離婚時みなし旧適用法人施行日前期間（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成十九年政令第八十六号。以下「平成十九年経過措置令」という。）第十七条の五第一項の規定により読み替えられた第九十三条の十第二項に規定する離婚時みなし旧適用法人施行日前期間をいう。以下「平成十九年経過措置令」という。）を有する者を含む。以下この条、第四十五條第一項、第七十四條の五、第九十一條第三項、第九十四條第一項、第九十三條の二第一項、第九十四條第二項、第九十七條第一項及び第九十一條第三項第一号において同じ。）の配偶者</p>	<p>第十二条有する者（第八十八条第一項第四号に該当する者）にあつては離婚時みなし旧適用法人施行日前期間（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成十九年政令第八十六号。以下「平成十九年経過措置令」という。）第十七条の五第一項の規定により読み替えられた第九十三条の十第二項に規定する離婚時みなし旧適用法人施行日前期間をいう。以下「平成十九年経過措置令」という。）を有する者を含む。以下この条、第四十五條第一項、第七十四條の五、第九十一條第三項、第九十四條第一項、第九十三條の二第一項、第九十四條第二項、第九十七條第一項及び第九十一條第三項第一号において同じ。）の配偶者</p>
--	--	--

（存続組合が支給する特例年金給付の受給権を有する者に係る厚生年金保険法等の規定の適用）

第十七条の六 存続組合が支給する特例年金給付については、厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで、附則第十七条の四第五項本文、附則別表第二及び別表の規定を適用する。この場合においては、平成二十七年国共済経過措置政令第十八条第一項の規定を準用する。

前項の規定により同項に規定する厚生年金保険法の規定を適用する場合には、厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第十号）第三条の四及び第三条の四の二並びに国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成十七年政令第九十二号）第四条第一項及び第三項、第六条、別表第一並びに別表第三の規定を適用する。この場合においては、平成二十七年国共済経過措置政令第十八条第二項の規定を準用する。

（退職特例年金給付の繰下げの申出の特例）

第十七条の七 平成八年改正法附則第三十三条の第二項に規定する場合における平成八年改正法附則第三十三条第一項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化改正前国共済法第七十八条の二の規定の適用については、厚生年金保険法第四十四条の三第五項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた日において、退職特例年金給付に係る第二十四条第一項の規定による読替え後の平成二十四年一元化改正前国共済法第七十八条の二第一項の申出があつたものとみなす。

第六章 指定基金に関する経過措置

（基金の申請の手続）

第十八条 平成八年改正法附則第四十七条第一項の規定による指定を受けようとする平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第一号に規定する存続厚生年金基金又は平成八年改正法附則第五十二条第六項の規定により読み替えられた平成八年改正法附則第四十七条第一項の規定による指定を受けようとする企業年金基金（以下「基金」と総称する。）は、財務省令で定めるところにより、名称、住所及び事務所の所在地その他の財務省令で定める事項を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。

（適用事業所の事業主の申請の手続）

第十九条 平成八年改正法附則第四十七条第一項に規定する特例業務（以下「特例業務」とい

う。）を行う基金について同項の規定による指定を受けようとする事業主（当該基金を設立しようとする厚生年金保険法第六条第一項第一号に規定する適用事業所の事業主に限る。）は、財務省令で定めるところにより、名称及び住所、指定を受けようとする基金の名称、住所及び事務所の所在地その他の財務省令で定める事項を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。

（存続組合又は旧適用法人共済組合の解散に伴う措置）

第二十条 平成八年改正法附則第四十八条第一項の規定により存続組合が解散したときは、当該解散した存続組合の代表者であつた者は、当該解散の日の前日の属する事業年度（次項において「最終事業年度」という。）に係る決算を当該解散の日から起算して二月以内に完結しなければならない。

2 前項に規定する存続組合の代表者であつた者は、財務大臣の定めるところにより、最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）並びに書類帳簿引継書を作成し、同項の決算完了後一月以内にこれらの書類を財務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

3 平成八年改正法附則第四十八条第二項の規定により旧適用法人共済組合が解散したときは、当該解散した旧適用法人共済組合の代表者であつた者は、書類帳簿引継書を作成し、平成八年度に係る財務諸表とともに当該書類帳簿引継書を大蔵大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

4 平成八年改正法附則第三十二条第六項の規定は、財務大臣が前二項の規定による承認をする場合について準用する。

5 第一項に規定する存続組合の代表者であつた者又は第三項に規定する旧適用法人共済組合の代表者であつた者は、第二項の規定による承認を受けたとき、又は第三項及び平成八年改正法附則第二十二條第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた改正前国共済法第十六條第二項の規定による承認を受けたときは、遅滞なく、その承認を受けた財務諸表及び書類帳簿引継書を指定基金に引き継がなければならない。

6 指定基金の理事長は、前項の規定により財務諸表及び書類帳簿引継書の引継ぎを受けたとき

は、その書類の写しを添えて、その旨を財務大臣に報告しなければならない。

第二十一条 平成八年改正法附則第四十八条第一項又は第二項の規定により存続組合又は旧適用法人共済組合が解散したときは、財務大臣は、遅滞なく、その解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。

2 登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

(指定基金が特例業務として支給する年金たる長期給付を支給しないこととする認可の申請の手續)

第二十三条 平成八年改正法附則第四十九条第二項の規定による認可を受けようとする指定基金は、次に掲げる事項を明らかにして、財務大臣に申請しなければならない。

- 一 平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十条に規定する業務（平成八年改正法附則第五十五条第二項に規定する障害等年金給付の支給を行う業務を含む。）として支給する年金たる給付のうち、特例業務として支給する旧適用法人施行日前期間を計算の基礎とする年金たる長期給付に相当するものの内容
- 二 特例業務として支給する年金たる長期給付のうち、平成八年改正法附則第四十九条第二項の規定により支給しないこととする年金たる長期給付の内容
- 三 その他財務省令で定める事項

(指定基金の特例業務に関する平成二十四年一元化法改正前国共済法の規定の技術的読替え)
第二十三条 平成八年改正法附則第四十九条第三項において平成二十四年一元化法改正前国共済法第四十六条第二項及び第百四十四條の二の規定を準用する場合は、同項中「組合員が組合員の資格を喪失した場合において、その者」とあるのは、「旧適用法人施行日前期間（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第二十四條第二項に規定する旧適用法人施行日前期間をいう。）を有する者」と、その者が」とあるのは、「当該旧適用法人施行日前期間を有する者」と、同条中「厚生年金保険法」とあるのは「連合会が支給する年金である給付、厚生年金保険法等の一

部を改正する法律附則第三十二条第二項に規定する存続組合が支給する年金たる長期給付、他の指定基金（同法附則第四十八条第一項に規定する指定基金をいう。）が支給する年金たる長期給付、厚生年金保険の実施者たる政府が支給する年金たる給付、厚生年金保険法」と、「厚生労働大臣」とあるのは「連合会、当該存続組合、当該他の指定基金、厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

(指定基金の特例業務に関する平成二十七年改正前国共済令の規定の技術的読替え)

第二十四条 平成二十七年改正前国共済令第十一條及び附則第二十二條の規定は、指定基金及び指定基金が特例業務として支給する年金たる長期給付について準用する。この場合において、平成二十七年改正前国共済令第十一條第一項中「に規定する公務上の災害」とあるのは、「に規定する公務上の災害（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。）附則第四條に規定する旧適用法人の業務上の災害を含む。以下この項において同じ。）」と、平成二十七年改正前国共済令附則第二十二條第一項中「組合員又は組合員であった者」とあるのは、「旧適用法人施行日前期間（平成八年改正法附則第二十四條第二項に規定する旧適用法人施行日前期間をいう。）を有する者」と読み替えるものとする。
(指定基金の特例業務に関する財務及び会計)
第二十五条 指定基金は、毎事業年度、特例業務に係る事業計画及び予算を作成し、事業年度開始前に、財務大臣の認可を受けなければならない。ただし、特例業務の開始の初年度の当該事業計画及び予算については、平成八年改正法附則第四十七條第一項の規定による指定の申請をする基金（当該申請が基金の成立前であるときは、当該基金を設立しようとする厚生年金保険法第六條第一項第一号に規定する適用事業所の事業主）が作成し、財務大臣の認可を受けなければならない。

2 平成二十四年一元化法改正前国共済法第十五條第二項及び平成二十七年改正前国共済令第七條の規定は前項の事業計画及び予算について、平成二十四年一元化法改正前国共済法第十六條第一項及び第二項、第十七條並びに第十九條並びに平成二十七年改正前国共済令第八條、第九條の二及び第九條の三の規定は指定基金の特例業務について、それぞれ準用する。

3 平成八年改正法附則第三十二条第六項の規定は、財務大臣が第一項の規定及び前項において準用する平成二十四年一元化法改正前国共済法第十五條第二項の規定による認可並びに前項において準用する同法第十六條第二項の規定による承認をする場合について準用する。

4 前三項に規定するもののほか、指定基金の特例業務に関する財務及び会計に関して必要な事項は、財務省令で定める。

(特例業務を行う指定基金に関する前章の規定の技術的読替え)

第二十六条 平成八年改正法附則第四十九条第一項の規定により特例業務を行う指定基金が存続組合とみなされた場合における前章の規定の適用については、第十二條第一項の表平成二十四年一元化法改正前施行法の項中「日本電信電話共済組合」とあるのは、「日本電信電話共済組合又は平成八年改正法附則第四十八條第一項に規定する指定基金であつて当該指定基金に係る平成八年改正法附則第三條第八号に規定する旧適用法人共済組合が日本電信電話共済組合であるもの」と、同条第二項の表平成二十七年改正前国共済令の項中「存続組合をいう。」とあるのは、「存続組合をいう。」又は指定基金（平成八年改正法附則第四十八條第一項に規定する指定基金をいう。）」と、「日本電信電話共済組合」とあるのは、「日本電信電話共済組合又は平成八年改正法附則第四十八條第一項に規定する指定基金であつて当該指定基金に係る平成八年改正法附則第三條第八号に規定する旧適用法人共済組合が日本電信電話共済組合であるもの」と、同表平成二十七年改正前昭和六十二年経過措置政令の項中「存続組合をいう。」とあるのは「存続組合をいう。」又は指定基金（平成八年改正法附則第四十八條第一項に規定する指定基金をいう。）」と、同条第三項から第六項まで及び第八項、第十三條第一項各号並びに第十四條第一項各号、第三項及び第四項中「存続組合」とあるのは「存続組合又は指定基金」と、第十七條第一項中「又は日本たばこ産業共済組合」とあるのは「若しくは日本たばこ産業共済組合又は平成八年改正法附則第四十八條第一項に規定する指定基金（以下「指定基金」という。）であつて当該指定基金に係る平成八年改正法附則第三條第八号に規定する旧適用法人共済組合（以下「旧適用法人共済組合」という。）が日本鉄道共済組合若しくは日本たばこ産業共済組合であるもの」と、同表第二項中「又は日本たばこ産業共済組合（以下」とあるのは「若しくは日本たばこ産業共済組合又は指定基金であつて当該指定基金に係る旧適用法人共済組合が日本電信電話共済組合であるもの」と、同条第三項中「又は日本たばこ産業共済組合」とあるのは「若しくは日本たばこ産業共済組合又は指定基金であつて当該指定基金に係る旧適用法人共済組合が日本電信電話共済組合であるもの（以下）」と、同条第三項中「又は日本たばこ産業共済組合」とあるのは「若しくは日本たばこ産業共済組合又は指定基金であつて当該指定基金に係る旧適用法人共済組合が日本鉄道共済組合若しくは日本たばこ産業共済組合であるもの」とする。

2 平成八年改正法附則第五十四條第一項第二号に規定する政令で定める費用は、第四項各号に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ当該年度において当該給付として支給した額の総額に、当該年度における当該給付に係る公経済負担対象額算定率を乗じて得た額（一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）を合算した額に百分の十五・八五を乗じて得た額に相当する費用とする。

3 前項の公経済負担対象額算定率は、次項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる給付に係る指定基金又は指定基金に係る費用の負担（存続組合又は指定基金に係る費用の負担）
第二十七条 平成八年改正法附則第五十四條第一項第一号に掲げる費用について同項（同号に係る部分に限る。）の規定により日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社又は改正前国共済法第二條第一項第八号に規定する旅客鉄道会社等（以下「会社等」という。）が当該年度において負担すべき金額は、存続組合又は指定基金が当該年度においてその予算に当該負担すべき金額として計上した額とする。
7 第七章 存続組合又は指定基金に係る費用の負担に関する経過措置
第二十七条 平成八年改正法附則第五十四條第一項第一号に掲げる費用について同項（同号に係る部分に限る。）の規定により日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社又は改正前国共済法第二條第一項第八号に規定する旅客鉄道会社等（以下「会社等」という。）が当該年度において負担すべき金額は、存続組合又は指定基金が当該年度においてその予算に当該負担すべき金額として計上した額とする。

るものにあつては、当該年度の九月三十日における当該給付（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の受給権者に係る額のうち公経済負担の対象となる部分の額の合算額を当該給付の総額で除して得た率とし、同項第五号、第七号及び第八号に掲げる給付に係るものにあつては、当該年度の十月一日前一年間に支給された当該給付の額のうち公経済負担の対象となる部分の額の合算額を当該期間に支給された当該給付の総額で除して得た率とする。

4 前項の公経済負担の対象となる部分の額は、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 特例年金給付のうち退職共済年金で、その額が平成八年改正法附則第三十三条第二項の規定により計算されるもの 当該退職共済年金の額（次のイ又はロに掲げる場合に該当するときは、その額からイ又はロに定める額を控除した額）に、公経済負担対象期間率を乗じて得た額に相当する額

イ 当該退職共済年金が更新組合員等であつた者に係るものである場合 当該退職共済年金の額のうち、平成八年改正法附則第五十四條第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定により、会社等が負担すべき金額の計算の基礎となつて旧適用法人共済組合員期間（同号に規定する旧適用法人共済組合員期間をいう。）以外の旧適用法人施行日前期間（以下「追加費用対象期間」という。）に係る部分の額に相当する額

ロ 当該退職共済年金の受給権者の配偶者であつて六十五歳以上である者を計算の基礎とする退職共済年金の加給年金額が支給されている場合 当該退職共済年金の加給年金額に相当する額

二 特例年金給付のうち平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第七十六条の規定による退職共済年金で、その額が平成八年改正法附則第三十三条第五項の規定により計算されるもの 当該退職共済年金の額の計算の基礎となつた旧適用法人施行日前期間及び当該旧適用法人施行日前期間に係る平均標準報酬月額を計算の基礎として平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項又は第三項の規定の例により計算した額（次のイからハまで

に掲げる場合に該当するときは、その額からイからハまでで定める額を控除した額）から当該退職共済年金と併せて受けることができ、平成八年改正法附則第三十三条第五項に規定する年金たる給付の額に追加費用対象外期間率（当該給付の額の計算の基礎となつた旧適用法人施行日前期間の月数から追加費用対象期間の月数を控除した月数を当該旧適用法人施行日前期間の月数で除して得た率をいう。以下この号において同じ。）を乗じて得た額を控除した額（次のハに掲げる場合に該当するときは、その額にハに定める額を加えた額）に、公経済負担対象期間率を乗じて得た額に相当する額

イ 当該退職共済年金が更新組合員等であつた者に係るものである場合 当該退職共済年金の額のうち、追加費用対象期間に係る部分の額に相当する額

ロ 当該退職共済年金の受給権者の配偶者であつて六十五歳以上である者を計算の基礎とする退職共済年金の加給年金額が支給さ

れている場合 当該退職共済年金の加給年金額に相当する額

ハ 当該退職共済年金の額に職域相当額がある場合 当該職域相当額に追加費用対象外期間率を乗じて得た額に相当する額

三 特例年金給付のうち平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定による退職共済年金で、その額が平成八年改正法附則第三十三条第五項の規定により計算されるもの 当該退職共済年金の額（次のイ又はロに掲げる場合に該当するときは、その額からイ又はロに定める額を控除した額）に、公経済負担対象期間率を乗じて得た額に相当する額

イ 当該退職共済年金が更新組合員等であつた者に係るものである場合 当該退職共済年金の額のうち、追加費用対象期間に係る部分の額に相当する額

ロ 当該退職共済年金の受給権者の配偶者であつて六十五歳以上である者を計算の基礎とする退職共済年金の加給年金額が支給されている場合 当該退職共済年金の加給年金額に相当する額

四 特例年金給付のうち障害共済年金（平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第九十九条第二項第三号に規定する公務等による障害共済年金に相当するものを除く。） 当該障害共済年金の額（次のイ又はロに掲げる場合に該当するときは、その額からイ又はロに定める額を控除した額）に、公経済負担対象期間率を乗じて得た額に相当する額

イ 当該障害共済年金が更新組合員等であつた者に係るものである場合 当該障害共済年金の額のうち、追加費用対象期間に係る部分の額に相当する額

ロ 当該障害共済年金の受給権者の配偶者であつて六十五歳以上である者を計算の基礎とする障害共済年金の加給年金額（平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十三条第一項に規定する加給年金額をいう。）が支給されている場合 当該障害共済年金の加給年金額に相当する額

五 特例一時金給付のうち第十四条第一項第一号に規定する障害一時金 当該障害一時金の額（当該障害一時金が更新組合員等であつた者に係るものである場合は、当該障害一時金の額のうち追加費用対象期間に係る部分以外の部分の額に相当する額）に、公経済負担対象期間率を乗じて得た額に相当する額

六 特例年金給付のうち遺族共済年金（平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第九十九条第二項第三号に規定する公務等による遺族共済年金に相当するものを除く。） 当該遺族共済年金の額（当該遺族共済年金が更新組合員等であつた者に係るものである場合は、当該遺族共済年金の額のうち追加費用対象期間に係る部分以外の部分の額に相当する額）に、公経済負担対象期間率を乗じて得た額に相当する額

七 存続組合又は指定基金が支給する第十四条第四項に規定する脱退一時金 当該脱退一時金の額（当該脱退一時金が更新組合員等であつた者に係るものである場合は、当該脱退一時金の額のうち追加費用対象期間に係る部分以外の部分の額に相当する額）に、公経済負担対象期間率を乗じて得た額に相当する額

八 存続組合又は指定基金が支給する第九条各号に掲げる一時金たる給付（前号に掲げるもの

を除く。） 当該一時金たる給付の額（当該一時金たる給付が更新組合員等であつた者に係るものである場合は、当該一時金たる給付の額のうち追加費用対象期間に係る部分以外の部分の額に相当する額）に、公経済負担対象期間率を乗じて得た額に相当する額

5 前項各号に規定する公経済負担対象期間率は、それぞれ当該給付の額の計算の基礎となつた旧適用法人施行日前期間の月数から追加費用対象期間の月数を控除した月数に対する昭和三十六年四月一日前の旧適用法人施行日前期間の月数から追加費用対象期間の月数を控除した月数の比率をいう。

6 平成八年改正法附則第五十四条第一項第二号に掲げる費用について同項（同号に掲げる部分に限る。）の規定により国が平成九年度において負担すべき費用の額を計算する場合における第二項及び第三項の規定の適用については、第二項中「当該年度において当該給付として支給した額の総額に、当該年度における当該給付」とあるのは「平成九年四月分以後の月分の当該給付として支給した額の総額」と同項各号に掲げる給付」と、「合算した額」とあるのは「合算した額に百分の十五・八五を乗じて得た額」と、改正前国共済法附則第六十七條第三項各号及び第七十條第三項各号に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ平成九年度二月分及び三月分の月分の改正前国共済法による給付及び旧国共済法による給付として支給した額の総額に改正前国共済法附則第六十七條第三項各号及び第七十條第三項各号に掲げる給付に係る経過的公経済負担対象額算定率を乗じて得た額（一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）を合算した額」と、「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額との合計額に、改正前国共済法附則第六十八條第一項に規定する退職共済年金又は改正前国共済法附則第六十七條第一項に規定する退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金（以下この条において「退職共済年金等」という。）の区分に応じ、それぞれ平成九年度二月分及び三月分の月分の退職共済年金等として支給した額の総額に当該年金に係る経過的老齢年金加算額相当率を乗じて得た額（一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）の四分の一に相当する額を合算した額を加えた額」と、第三項中「一年間」とあるのは「六月間」とする。

七 存続組合又は指定基金が支給する第十四条第四項に規定する脱退一時金 当該脱退一時金の額（当該脱退一時金が更新組合員等であつた者に係るものである場合は、当該脱退一時金の額のうち追加費用対象期間に係る部分以外の部分の額に相当する額）に、公経済負担対象期間率を乗じて得た額に相当する額

八 存続組合又は指定基金が支給する第九条各号に掲げる一時金たる給付（前号に掲げるもの

7 前項の規定により読み替えて適用される第二項に規定する経過的公経済負担対象額算定率は、改正前国共済法による給付については第一号に掲げる率とし、旧国共済法による給付については第二号に掲げる率とする。

一 改正前国共済経過措置政令第六十七条第二項中「当該年度の九月三十日」とあるのは「平成九年三月三十一日」と、「当該年度の十月一日」とあるのは「平成九年四月一日」として、改正前国共済法による給付について同条第二項から第四項までの規定の例により計算された同条第二項に規定する公経済負担対象額算定率に相当する率

二 改正前国共済経過措置政令第七十条第二項中「当該年度の九月三十日」とあるのは「平成九年三月三十一日」と、「当該年度の十月一日」とあるのは「平成九年四月一日」として、旧国共済法による給付について同条第二項から第四項までの規定の例により計算された同条第二項に規定する公経済負担対象額算定率に相当する率

8 第六項の規定により読み替えて適用される第二項に規定する経過的高齢年金加算額相当率は、退職共済年金等のうち、退職共済年金については第一号に掲げる率とし、退職年金、減額退職年金及び通算退職年金については第二号に掲げる率とする。

一 改正前国共済経過措置政令第六十八条第二項中「当該年度の九月三十日」とあるのは、「平成九年三月三十一日」として、退職共済年金について同条第二項及び第三項の規定の例により計算された同条第二項に規定する高齢年金加算額相当率に相当する率

二 改正前国共済経過措置政令第七十一条第二項中「当該年度の九月三十日」とあるのは、「平成九年三月三十一日」として、退職年金、減額退職年金及び通算退職年金について同条第二項及び第三項の規定の例により計算された同条第二項に規定する高齢年金加算額相当率に相当する率

9 国は、予算で定めるところにより、第二項及び第六項に規定する費用について平成八年改正法附則第五十四条第一項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により負担すべき金額を、当該年度における存続組合又は指定基金が特例業務として支給する年金たる長期給付並びに一時金たる長期給付及び一時金たる給付の支払状況

況を勘案して当該存続組合又は指定基金に払い込むものとする。

10 前項の規定により国が存続組合又は指定基金に払い込んだ金額と平成八年改正法附則第五十四条第一項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により国が負担すべき金額との調整は、当該年度の翌々年度までの国の予算により行うものとする。

11 平成八年改正法附則第五十四条第一項第三号に掲げる費用について同項（同号に係る部分に限る。）の規定により会社等（同号に規定する旧指定法人（以下「旧指定法人」という。）を含む。）が当該年度において負担すべき金額は、存続組合又は指定基金が当該年度においてその予算に当該負担すべき金額として計上した額とする。

第二十八条 平成八年改正法附則第十九条の規定により存続組合又は指定基金が納付するものとされた額について改正前国共済法附則第三条の二第三項の規定により積み立てられた積立金及びその運用収入をもって充てる場合において、なお不足する額があるときは、会社等（旧指定法人を含む。）は、当該年度において当該会社等が負担すべき不足額として当該存続組合又は指定基金が当該年度においてその予算に計上した額を、当該存続組合又は指定基金に払い込むものとする。

第二十九条 平成八年改正法附則第五十四条第三項第一号に掲げる費用について同項（同号に係る部分に限る。）の規定により会社等が当該年度において負担すべき金額は、平成八年改正法附則第二十条の規定により当該年度において存続組合又は指定基金が納付するものとされた費用のうち追加費用対象期間を計算の基礎とする厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付に要する費用の額として、それぞれ当該存続組合又は指定基金が当該年度においてその予算に当該負担すべき金額として計上した額とする。

2 平成八年改正法附則第五十四条第三項第二号に規定する政令で定める費用は、次の各号に掲げる額を合算した額に相当する費用とする。

一 平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付について、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第六十

七条第一項から第四項まで及び第七十条の規定の例により計算された額の総額から当該年金たる給付について平成九年改正政令第五十九条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）第百条の規定の例により計算された額の総額を控除した額に百分の十五・八五を乗じて得た額

二 平成八年改正法附則第十六条第七項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付について国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第六十七条第一項から第四項まで及び第七十条の規定の例により計算された額に百分の十五・八五を乗じて得た額

三 平成八年改正法附則第十六条第七項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付について平成九年改正政令第二十七条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第六十八条及び第七十一条の規定の例により計算された額の四分の一に相当する額

3 国は、予算で定めるところにより、前項に規定する費用について平成八年改正法附則第五十四条第三項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により負担すべき金額を、存続組合又は指定基金に払い込むものとする。

4 前項の規定により国が存続組合又は指定基金に払い込んだ金額と平成八年改正法附則第五十四条第三項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により国が負担すべき金額との調整は、当該年度の翌々年度までの国の予算により行うものとする。

5 平成八年改正法附則第五十四条第三項第三号に掲げる費用について同項（同号に係る部分に限る。）の規定により会社等（旧指定法人を含む。）が当該年度において負担すべき金額は、存続組合又は指定基金が当該年度においてその予算に当該負担すべき金額として計上した額とする。

6 存続組合又は指定基金は、厚生労働大臣に對し、当該存続組合又は指定基金が平成八年改正法附則第二十条の規定により毎年度納付するものとされる費用について平成八年改正法附則第

五十四条第三項各号に掲げる費用の額の計算のために必要な資料の提供を求めることができる。

（存続組合である日本電信電話共済組合等に係る国の負担金の額の調整）

第三十条 国が、平成九年度以後において、平成八年改正法附則第五十四条第一項（同項第二号に係る部分に限る。）及び第三項（同項第二号に係る部分に限る。）並びに第三十一条において準用する国家公務員共済組合法第九十九条第四項（第一号を除く。）の規定により存続組合である日本電信電話共済組合又は指定基金であつて当該指定基金に係る旧適用法人共済組合が日本電信電話共済組合であるものに対して負担する金額は、第二十七条第二項又は第六項及び前条第二項並びに第三十一条において準用する同法第九十九条第四項（第一号を除く。）の規定により算定した金額から調整対象額の全部又は一部を控除した金額とすることができる。この場合において、第二十七条第九項及び前条第三項並びに第三十一条において準用する同法第二百二条第三項の規定の適用については、第二百二条第九項中「負担すべき金額」とあるのは「負担すべき金額（第三十条第一項の規定による控除が行われた場合には、当該控除後の金額）」と、前条第三項中「負担すべき金額」とあるのは「負担すべき金額（次条第一項の規定による控除が行われた場合には、当該控除後の金額）」と、第三十一条において準用する同法第二百二条第三項中「負担すべき金額」とあるのは「負担すべき金額（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成九年政令第八十六号）第三十条第一項の規定による控除が行われた場合には、当該控除後の金額）」とする。

2 前項に規定する調整対象額とは、施行日の前日における国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第三十五条の規定等に基づき行い負担金の額の調整等に関する政令（昭和六十年政令第六十八号）第二条第二項に規定する調整対象額で旧適用法人共済組合のうち日本電信電話共済組合に係るもの金額（平成八年度以前において同条第一項の規定による控除が行われた場合には、当該控除後の金額）に、財務大臣の定めるところに

544

より算定した前項の規定による控除が行われるまでの間の利子に相当する金額を加えた金額の合計額をいう。

(指定基金であつて当該指定基金に係る旧適用法人共済組合が日本電信電話共済組合であるもの)に係る負担金の納付の特例)

第三十条の二 指定基金であつて当該指定基金に係る旧適用法人共済組合が日本電信電話共済組合であるもの平成八年改正法附則第五十四条の二第一項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府に納付する額は、施行日の前日における国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第三十五条の規定等に基づき行う負担金の額の調整等に関する政令第二十条第二項に規定する調整対象額で旧適用法人共済組合のうち日本電信電話共済組合に係るものの金額(同条第一項若しくは前条第一項の規定による控除又は平成八年改正法附則第五十四条の二第一項の規定による納付が行われた場合には、当該控除額又は納付額を控除した金額)に、財務大臣の定めるところにより算定したこの項の規定による納付が行われるまでの間の利子に相当する金額を加えた金額の合計額の全部又は一部に相当する金額とする。

(存続組合又は指定基金が納付するものとされた基礎年金拠出金に関する経過措置)

第三十一条 国家公務員共済組合法第九十九条第四項(第一号を除く。)及び第一百零二条第三項並びに国家公務員共済組合法施行令第二十五条の三第二項及び第三項の規定は、平成八年改正法附則第三十四条第一項及び第二項の規定により基礎年金拠出金を納付するものとされた存続組合又は指定基金について準用する。この場合において、国家公務員共済組合法第九十九条第四項中「次の各号」とあるのは「第二号」と、「当該各号」とあるのは「同号」と読み替えるものとする。

第八章 旧適用法人施行日前期間を有する者で施行日以後に国家公務員共済組合の組合員となるもの等に関する経過措置

(旧適用法人施行日前期間を有する者が施行日以後に国家公務員共済組合の組合員となる場合の取扱い)

第三十二条 旧適用法人施行日前期間を有する者が、施行日以後に国家公務員共済組合の組合員となる場合において国家公務員共済組合連合会

平成二十四年元月一日起修正前国共済法

Table with 4 columns: Old Law Article, New Law Article, Content of Old Law, Content of New Law. Includes articles 7, 14, and 17 regarding pension benefits and insurance.

Table with 4 columns: Old Law Article, New Law Article, Content of Old Law, Content of New Law. Includes articles 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100.

Table with 4 columns: Old Law Article, New Law Article, Content of Old Law, Content of New Law. Includes articles 101, 102, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 116, 117, 118, 119, 120, 121, 122, 123, 124, 125, 126, 127, 128, 129, 130, 131, 132, 133, 134, 135, 136, 137, 138, 139, 140, 141, 142, 143, 144, 145, 146, 147, 148, 149, 150, 151, 152, 153, 154, 155, 156, 157, 158, 159, 160, 161, 162, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173, 174, 175, 176, 177, 178, 179, 180, 181, 182, 183, 184, 185, 186, 187, 188, 189, 190, 191, 192, 193, 194, 195, 196, 197, 198, 199, 200.

<p>平成二十四年一元化法第二附則第七十の九条の規定によりなされた有するものとされた平</p>	<p>二の五十二の条四十四百第</p>	<p>項二第六の条九十九第</p>	<p>項五</p>
<p>給が組共づに他</p>	<p>の他の法律に基づく共済組</p>	<p>遺族厚生年金又は国家公務員共済組合第九十条の規定によりその金額が加算された遺族共済年金(平成八年改正法附則第三十二條第二項又は第四十九條第一項の規定により平成八年改正法附則第三十二條第二項又は平成八年改正法附則第四十八條第一項に規定する指定基金が支給するものとされたものに限る。)</p>	<p>以下この項及び第四百四十一條の二十五の二において「平成八年改正法」という。附則第三十二條第一項又は第四十九條第一項の規定により平成八年改正法附則第三十二條第二項に規定する存続組合又は平成八年改正法附則第四十八條第一項に規定する指定基金が支給するものとされたものに限る。</p>
<p>十四年一元</p>	<p>平成二十四年一元化法第二附則第六十の九条の規定によりなされた有するものとされた平</p>	<p>遺族厚生年金又は国家公務員共済組合第九十条の規定によりその金額が加算された遺族共済年金(平成八年改正法附則第三十二條第二項又は第四十九條第一項に規定する指定基金が支給するものとされたものに限る。)</p>	<p>平成二十四年一元化法第二附則第六十の九条の規定によりなされた有するものとされた平</p>
<p>給が組共づに他</p>	<p>の他の法律に基づく共済組</p>	<p>遺族厚生年金又は国家公務員共済組合第九十条の規定によりその金額が加算された遺族共済年金(平成八年改正法附則第三十二條第二項又は第四十九條第一項に規定する指定基金が支給するものとされたものに限る。)</p>	<p>平成二十四年一元化法第二附則第六十の九条の規定によりなされた有するものとされた平</p>
<p>給が組共づに他</p>	<p>の他の法律に基づく共済組</p>	<p>遺族厚生年金又は国家公務員共済組合第九十条の規定によりその金額が加算された遺族共済年金(平成八年改正法附則第三十二條第二項又は第四十九條第一項に規定する指定基金が支給するものとされたものに限る。)</p>	<p>平成二十四年一元化法第二附則第六十の九条の規定によりなされた有するものとされた平</p>
<p>給が組共づに他</p>	<p>の他の法律に基づく共済組</p>	<p>遺族厚生年金又は国家公務員共済組合第九十条の規定によりその金額が加算された遺族共済年金(平成八年改正法附則第三十二條第二項又は第四十九條第一項に規定する指定基金が支給するものとされたものに限る。)</p>	<p>平成二十四年一元化法第二附則第六十の九条の規定によりなされた有するものとされた平</p>

<p>第一條 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p>附則 (平成十二年三月三十一日政令第一八二号) 抄</p> <p>第一條 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p>附則 (平成十二年三月三十一日政令第一八二号) 抄</p> <p>第一條 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p>附則 (平成十二年三月三十一日政令第一八二号) 抄</p> <p>第一條 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p>附則 (平成十二年三月三十一日政令第一八二号) 抄</p>	<p>第一條 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p>附則 (平成十二年三月三十一日政令第一八二号) 抄</p> <p>第一條 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p>附則 (平成十二年三月三十一日政令第一八二号) 抄</p> <p>第一條 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p>附則 (平成十二年三月三十一日政令第一八二号) 抄</p> <p>第一條 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p>附則 (平成十二年三月三十一日政令第一八二号) 抄</p>	<p>第一條 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p>附則 (平成十二年三月三十一日政令第一八二号) 抄</p> <p>第一條 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p>附則 (平成十二年三月三十一日政令第一八二号) 抄</p> <p>第一條 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p>附則 (平成十二年三月三十一日政令第一八二号) 抄</p> <p>第一條 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p>附則 (平成十二年三月三十一日政令第一八二号) 抄</p>	<p>第二條 法に</p> <p>第三條 並</p> <p>第四條 第</p> <p>第五條 第</p> <p>第六條 第</p> <p>第七條 第</p> <p>第八條 第</p> <p>第九條 第</p> <p>第十條 第</p> <p>第十一條 第</p> <p>第十二條 第</p> <p>第十三條 第</p> <p>第十四條 第</p> <p>第十五條 第</p> <p>第十六條 第</p> <p>第十七條 第</p> <p>第十八條 第</p> <p>第十九條 第</p> <p>第二十條 第</p> <p>第二十一條 第</p> <p>第二十二條 第</p> <p>第二十三條 第</p> <p>第二十四條 第</p> <p>第二十五條 第</p> <p>第二十六條 第</p> <p>第二十七條 第</p> <p>第二十八條 第</p> <p>第二十九條 第</p> <p>第三十條 第</p> <p>第三十一條 第</p> <p>第三十二條 第</p> <p>第三十三條 第</p> <p>第三十四條 第</p> <p>第三十五條 第</p> <p>第三十六條 第</p> <p>第三十七條 第</p> <p>第三十八條 第</p> <p>第三十九條 第</p> <p>第四十條 第</p> <p>第四十一條 第</p> <p>第四十二條 第</p> <p>第四十三條 第</p> <p>第四十四條 第</p> <p>第四十五條 第</p> <p>第四十六條 第</p> <p>第四十七條 第</p> <p>第四十八條 第</p> <p>第四十九條 第</p> <p>第五十條 第</p> <p>第五十一條 第</p> <p>第五十二條 第</p> <p>第五十三條 第</p> <p>第五十四條 第</p> <p>第五十五條 第</p> <p>第五十六條 第</p> <p>第五十七條 第</p> <p>第五十八條 第</p> <p>第五十九條 第</p> <p>第六十條 第</p> <p>第六十一條 第</p> <p>第六十二條 第</p> <p>第六十三條 第</p> <p>第六十四條 第</p> <p>第六十五條 第</p> <p>第六十六條 第</p> <p>第六十七條 第</p> <p>第六十八條 第</p> <p>第六十九條 第</p> <p>第七十條 第</p> <p>第七十一條 第</p> <p>第七十二條 第</p> <p>第七十三條 第</p> <p>第七十四條 第</p> <p>第七十五條 第</p> <p>第七十六條 第</p> <p>第七十七條 第</p> <p>第七十八條 第</p> <p>第七十九條 第</p> <p>第八十條 第</p> <p>第八十一條 第</p> <p>第八十二條 第</p> <p>第八十三條 第</p> <p>第八十四條 第</p> <p>第八十五條 第</p> <p>第八十六條 第</p> <p>第八十七條 第</p> <p>第八十八條 第</p> <p>第八十九條 第</p> <p>第九十條 第</p> <p>第九十一條 第</p> <p>第九十二條 第</p> <p>第九十三條 第</p> <p>第九十四條 第</p> <p>第九十五條 第</p> <p>第九十六條 第</p> <p>第九十七條 第</p> <p>第九十八條 第</p> <p>第九十九條 第</p> <p>第一百條 第</p>
---	---	---	---

う。)第一条の規定による改正後の法(以下この条から附則第九條第一項までにおいて「改正後の法」という。)による障害一時金の額については、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に満たないときは、改正後の法第八十七條の七(第三條の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(以下「改正後の平成九年経過措置政令」という。第十四條第一項第一号においてその例による場合を含む。))の規定による金額は、当該規定にかかわらず、第二号の規定による金額とする。

一 改正後の法第八十七條の七及び附則第十三條の九の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

二 平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法(以下「改正前の法」という。))第八十七條の七及び附則第十三條の九の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額に一・〇三二を乗じて得た金額

2 平成十二年改正法附則第七條第二項の規定は、前項第二号の規定による金額を算定する場合における平均標準報酬月額について準用する。

(平成十二年度以後における退職年金の受給権者の在職中支給基本額等の算定に関する経過措置)

第九條 平成十二年改正法附則第七條第一項及び第二項の規定は、平成十二年度から平成十五年までの各年度における改正後の昭和六十年改正法附則第三十六條第一項第一号(改正後の昭和六十年改正法附則第三十九條において読み替えて準用する場合を含む。))及び第四十四條第一項第一号、改正後の昭和六十年経過措置政令第四十一條並びに改正後の平成九年経過措置政令第十三條第一項においてその例によることとされる改正後の法第七十七條第一項及び第二項、第八十二條第一項第一号、第八十九條第一項第一号(同号口を除く。))及び第二号(同号口を除く。))並びに附則第十二條の四の第二項第二号の規定による金額を算定する場合について準用する。

2 平成十二年改正法附則第十一條第一項(第二号を除く。))から第三項まで並びに第十二條第一項(第二号を除く。))及び第三項から第五項までの規定は、平成十六年度以後の各年度にお

ける昭和六十年改正法附則第三十六條第一項第一号(昭和六十年改正法附則第三十九條において読み替えて準用する場合を含む。))及び第四十四條第一項第一号、改正後の昭和六十一年経過措置政令第四十一條並びに改正後の平成九年経過措置政令第十三條第一項においてその例によることとされる法第七十七條第一項及び第二項、第八十二條第一項第一号、第八十九條第一項第一号(同号口を除く。))及び第二号(同号口を除く。))並びに附則第十二條の四の第二項第二号の規定による金額を算定する場合について準用する。

附則 (平成十二年六月七日政令第三〇七号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

附則 (平成十二年六月七日政令第三二六号)
 この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

附則 (平成十二年六月二三日政令第三四六号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則 (平成十二年二月二七日政令第五四三号) 抄
 (施行期日)
 1 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第一条中国国家公務員共済組合法施行令第十一條の四、第十二條の二、第六十條、附則第六條の二の八、附則第七條の八及び附則第二十五條の改正規定、第三条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令第十二條第一項の表及び第三十二條の表の改正規定並びに附則第三項中私立学校教職員共済法施行令(昭和二十八年政令第四百二十五号)第五條の表の改正規定は、平成十三年一月六日から施行する。

附則 (平成十三年一月一〇月一七日政令第三三三二号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則 (平成十三年一月二七日政令第三九二号)

この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則 (平成十四年三月二三日政令第四三三三号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則 (平成十四年二月一八日政令第三八五五号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則 (平成十五年一月二九日政令第一六六号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

(平成十五年度以後における障害一時金の額の算定に関する経過措置)
 第三条 組合員期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前である者に支給する法による障害一時金の額については、法第八十七條の七(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(以下「平成九年経過措置政令」という。))第十四條第一項第一号においてその例による場合を含む。))の規定による金額は、法第八十七條の七の規定にかかわらず、次の各号の規定による金額を合算した金額とする。この場合において、平成十二年改正法第二条の規定による改正前の法(以下「改正前の法」という。))第八十七條の七第一号の規定により算定される金額と法第八十七條の七第一号の規定により算定される金額とを合算した金額が国民年金法(昭和三十四年法律第四百四十一号)第三十三條第一項に規定する障害基礎年金の額に相当する額に四分の三を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。))より少ないときは、当該金額を当該合算した金額とする。

一 平成十五年四月一日前の組合員期間を基礎として改正前の法第八十七條の七(後段を除く。))の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

二 平成十五年四月一日以後の組合員期間を基礎として法第八十七條の七(後段を除く。))

の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

2 前項第一号の規定による金額を算定する場合において、改正前の法第八十七條の七第一号中「平均標準報酬月額」とあるのは「平均標準報酬月額(平成十五年四月前の組合員期間(以下この条において「基準日前組合員期間」という。))の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額に、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十一号)附則第十一條第二項に規定する再評価率を乗じて得た額を平均した額をいう。次号において同じ。))と、「組合員期間の月数(当該月数において同じ。))と、「組合員期間の月数(当該月数が三百円未満であるときは、三百円)」と、同条第二号中「組合員期間の月数(当該月数が三百円未満であるときは、三百円)」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」とする。

3 第一項第二号の規定による金額を算定する場合においては、法第八十七條の七第一号中「平均標準報酬月額」とあるのは「平均標準報酬額(第七十二條の二中「組合員期間」とあるのを「平成十五年四月以後の組合員期間」と読み替えて同条の規定を適用した場合に算定される平均標準報酬額をいう。次号において同じ。))と、「組合員期間の月数(当該月数が三百円未満であるときは、三百円)」とあるのは「平成十五年四月以後の組合員期間(次号において「基準日後組合員期間」という。))の月数」と、同条第二号中「組合員期間の月数(当該月数が三百円未満であるときは、三百円)」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」とする。

第四條 法による障害一時金の額については、前條の規定により算定した金額が次の各号の規定による金額を合算して得た金額に平成十二年改正法附則第十二條第一項に規定する従前額改定率(以下「従前額改定率」という。))を乗じて得た金額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、当該乗じて得た金額を、同条の規定による金額とする。この場合において、平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法第八十七條の七第一号の規定により算定される金額と法第八十七條の七第一号の規定により算定される金額とを合算した金額に従前額改定率を乗じて得た金額が国民年金法第三十三條第一項に規定する障害基礎年金の額に相当する額に四分の三を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の

端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）より少ないときは、当該金額を当該従前額改定率を乗じて得た金額とする。

一 平成十五年四月一日前の組合員期間を基礎として平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法第八十七条の七（後段を除く。）及び附則第十三条の九の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

二 平成十五年四月一日以後の組合員期間を基礎として法第八十七条の七（後段を除く。）の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

2 前項第一号の規定による金額を算定する場合においては、平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法第八十七条の七第一号中「平均標準報酬月額」とあるのは「平均標準報酬月額（平成十五年四月前の組合員期間（以下この条において「基準日前組合員期間」という。）の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額を平均した額をいう。次号及び附則第十三条の九において同じ。）」と、「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三月は、三月月」とあるのは「基準日前組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三月月）」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法附則第十三条の九中「次の表」とあるのは「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則別表一」と、「第七十七条第一項」とあるのは「国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十五年政令第十六号）附則第四條第二項の規定により読み替えられた第八十七条の七第一号」と、「附則第十三条の九の表」とあるのは「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則別表一」とする。

3 第一項第二号の規定による金額を算定する場合においては、法第八十七条の七中「平均標準報酬月額」とあるのは「平均標準報酬額（第七十二条の二中「組合員期間」とあるのを「平成十五年四月以後の組合員期間」と、「別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号」とあるのを「国家公務員共済組合法

等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄」とそれぞれ読み替えて同条の規定を適用した場合に算定される平均標準報酬額をいう。次号において同じ。）」と、「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三月月）」とあるのは「平成十五年四月以後の組合員期間（次号において「基準日後組合員期間」という。）の月数」と、同条第二号中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三月月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」とする。

附則（平成一六年三月一九日政令第四四号）

この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一六年九月二九日政令第二八六号）抄

第一条 この政令は、平成十六年十月一日から施行する。

（施行期日）

（存続組合が支給する特例年金給付等の額の改定）

第九条 平成二十六年四月以後の月分の存続組合（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）以下この項において「平成八年改正法」という。）附則第三十二条第二項に規定する存続組合をいう。）が支給する平成八年改正法附則第三十三条第一項に規定する特例年金給付（以下「特例年金給付」という。）の額を算定する場合における国共済法等の規定（同項に規定する国共済法等の規定をいう。）による年金たる長期給付について平成十六年改正法附則第二十五条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第二十五条第一項の規定を適用する場合においては、同条第二項の規定によるほか、次の表の第一欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えて、同表の第一欄に掲げる法令の規定（他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。

平成二十六年四月以後	平成二十六年四月以後
------------	------------

附則	四百八十月	四百四十四月
平成十六年改正法	平成十六年改正法	平成十六年改正法
第一条	第一条	第一条
規定の	規定の	規定の
改正前の法	改正前の法	改正前の法
第二号	第二号	第二号
平均標準報酬額	平均標準報酬額	平均標準報酬額
を算定する	を算定する	を算定する
場合	場合	場合
においては	においては	においては
平均標準報酬月額	平均標準報酬月額	平均標準報酬月額
とあるのは	とあるのは	とあるのは
平均標準報酬額	平均標準報酬額	平均標準報酬額
（第七十二条の二中	（第七十二条の二中	（第七十二条の二中
「組合員期間」とあるのを	「組合員期間」とあるのを	「組合員期間」とあるのを
「平成十五年四月以後の組合員期間」と	「平成十五年四月以後の組合員期間」と	「平成十五年四月以後の組合員期間」と
「別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号」とあるのを	「別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号」とあるのを	「別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号」とあるのを
「国家公務員共済組合法	「国家公務員共済組合法	「国家公務員共済組合法

平成二十六年四月以後	平成二十六年四月以後
平成二十六年四月以後	平成二十六年四月以後

五条の規定による改正後の法の規定を適用して算定した」とする。この場合において、平成十六年改正法第五条の規定による改正後の法第八十九条第一号イ中「次の(一)に掲げる金額に(二)」とあるのは「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第三十号)第一条の規定による改正前の法(以下この条において「改正前国共済法」という。)(第八十九条第一号イに掲げる金額に同号ロ)と、同号ロ中「次の(一)に掲げる金額に(二)」とあるのは「改正前国共済法第八十九条第一号イに掲げる金額に同号ロ」と、同項第二号ロ中「第七十八条第一項」とあるのは「改正前国共済法第七十八条第一項」と、同条第三項中「を算定する場合における前二項の規定の適用については、第一項第一号イ(2)中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・四六六」と、「乗じて得た金額の四分の三に相当する金額」とあるのは「乗じて得た金額」と、同号ロ(2)中「次の(i)又は(ii)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める金額の四分の三に相当する金額」とあるのは「(i)に定める金額」と、「組合員期間が二十年以上である者」とあるのは「第三項に規定する公務等による遺族共済年金の受給権者」と、「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・四六六」と、「月数」とあるのは「月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)」とあるのは「の算定については、改正前国共済法第八十九条第一項第一号ロ又は第二号ロに掲げる金額は、これらの規定にかかわらず、同条第二項の規定により算定した金額」と、同条第四項中「第一項第一号に定める金額又は第二項第一号イに掲げる第一項第一号ロの規定の例により算定した」とあるのは「前項の規定により算定した」と、「百三万八千円に改定率を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)」とあるのは「改正前国共済法第八十九条第三項の規定による遺族共済年金の額」と、「これらの規定による金額」とあるのは「遺族共済年金の額」とする。

附則(平成一七年四月一日政令第一一八号)抄
第一条 この政令は、公布の日から施行する。
 (施行期日)
 第三條 第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令(以下「平成十六年改正政令」という。)(附則第二條第一項の規定により読み替えられた平成十六年改正法第一条の規定による改正前の法附則第十二條の四の三第一項及び第三項、第十二條の七の二第二項並びに第十二條の七の三第二項及び第四項においてその例による場合を含む。附則第五條において同じ。)の規定並びに平成十六年改正法第一条の規定による改正前の法附則第十三條第一項及び平成十六年改正法第七條の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)別表において読み替えられた同号の規定の適用については、当分の間、同号中「四百八十月」とあるのは、「四百八十月(当該退職共済年金の受給権者が昭和四年四月一日以前に生まれた者又は国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第五五号)附則第十六條第一項に規定する施行日に六十歳以上である者等)に該当する者にあつては四百二十月、昭和四年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者(同項に規定する施行日に六十歳以上である者等)に該当する者を除く。)(あつては四百三十二月、昭和九年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百四十四月、昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百五十六月、昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百六十八月)」とする。

(平成十六年改正前の規定による退職共済年金の額の算定に関する経過措置)
 第三條 第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令(以下「平成十六年改正政令」という。)(附則第二條第一項の規定により読み替えられた平成十六年改正法第一条の規定による改正前の法附則第十二條の四の三第一項及び第三項、第十二條の七の二第二項並びに第十二條の七の三第二項及び第四項においてその例による場合を含む。附則第五條において同じ。)の規定並びに平成十六年改正法第一条の規定による改正前の法附則第十三條第一項及び平成十六年改正法第七條の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)別表において読み替えられた同号の規定の適用については、当分の間、同号中「四百八十月」とあるのは、「四百八十月(当該退職共済年金の受給権者が昭和四年四月一日以前に生まれた者又は国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第五五号)附則第十六條第一項に規定する施行日に六十歳以上である者等)に該当する者にあつては四百二十月、昭和四年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者(同項に規定する施行日に六十歳以上である者等)に該当する者を除く。)(あつては四百三十二月、昭和九年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百四十四月、昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百五十六月、昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百六十八月)」とする。

2
 第五條の規定による改正後の平成十六年改正政令附則第二條第一項の規定により読み替えられた平成十六年改正法第九條の規定による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五五号。附則第五條において「昭和六十年改正法」という。)(附則第十六條第一項第一号及び第九條第三項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「四百八十月」とあるのは、「四百八十月(当該退職共済年金の受給権者が昭和四年四月一日以前に生まれた者又は施行日に六十歳以上である者等に該当する者にあつては四百二十月、昭和四年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者(施行日に六十歳以上である者等)に該当する者等)に該当する者(除く。)(あつては四百三十二月、昭和九年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者(あつては四百四十四月、昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者(あつては四百五十六月、昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者(あつては四百六十八月)」とする。)

3
 第五條の規定による改正後の平成十六年改正政令附則第二條第一項の規定により読み替えられた平成十六年改正法第七條の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十一條第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「四十年」とあるのは、「四十年(当該退職共済年金の受給権者が昭和四年四月一日以前に生まれた者又は国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第五五号)附則第十六條第一項に規定する施行日に六十歳以上である者等に該当する者)にあつては三十五年、昭和四年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者(同項に規定する施行日に六十歳以上である者等)に該当する者を除く。)(あつては三十七月、昭和九年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者(あつては三十八年、昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者)に該当する者(あつては三十九年)」とする。)

第五條 第五條の規定による改正後の平成十六年改正政令附則第九條第一項の規定により読み替えられた平成十六年改正法第一条の規定による改正前の法附則第十二條の四の二第二項第一号の規定並びに平成十六年改正法第一条の規定による改正前の法附則第十三條第一項及び平成十六年改正法第七條の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法別表において読み替えられた同号の規定、平成十六年改正法第九條の規定による改正前の昭和六十一年改正法附則第十六條第一項第一号及び第七條第三項の規定並びに平成十六年改正法第七條の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定による改正前の施行法第十一條第一項の規定

の適用については、附則第三條の規定を準用する。
附則(平成一八年三月二九日政令第七五号)
第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。
 (施行期日)
第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。
 (国家公務員共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置)
第二条 平成十八年三月以前の月分の国家公務員共済組合法による年金である給付の額及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第二條第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。
附則(平成一八年三月二九日政令第七六号)
 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。
附則(平成一八年三月三一日政令第一五四号)抄
第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。
 (施行期日)
附則(平成一九年三月三〇日政令第七七号)抄
第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。
 (国家公務員共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置)
第二条 平成十九年三月以前の月分の国家公務員共済組合法による年金である給付の額及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第五五号)附則第二條第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。
 (標準報酬の月額等が改定され、又は決定された者に対する長期給付の特例の対象である規定の適用に関する読替え)
第四条 平成十六年改正法附則第二十一條に規定する政令で定める規定は、次の表の上欄に掲げる規定とし、これらの規定を適用する場合においては、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

国家公務員共済組
 組合法等の一部を
 改正する法律（平
 成十二年法律期
 第二十一号。以間
 下「平成十二年
 改正法」という
 ）附則第十一条
 第一項
 平成十二年改正前
 法附則第十五条

国家公務員共済組
 員共済組合法第九
 十三条の九第一項
 及び第二項の規定
 等共済組合法等
 の一部を改正す
 る法律の施行に
 伴う経過措置に
 関する政令の一
 部を改正する政
 令（平成六年政
 令第三百五十七
 号）附則第四条

組合員期間（離婚
 時みなし組合員
 期間（法第九十三
 条の十第二項に規
 定する離婚時
 みなし組合員期
 間（附則第十五
 条において「離
 婚時みなし組合
 員期間」という
 ）を含む。以下
 この項及び次条
 第一項において
 同じ）
 前の組合員期間
 （離婚時みなし
 組合員期間を除
 く。以下この条
 において同じ）

国家公務員共済組
 員共済組合法等
 の一部を改正す
 る政令（平成十
 六年政令第二百
 八十六号）附則
 第九条の二第二
 項
 附則（平成一九
 年八月三日政令
 第三五号）抄
 （施行期日）
 第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

附則（平成二〇年三月三十一日政令第八五号）抄
 （施行期日）
 第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二二年三月二七日政令第五八号）抄
 （施行期日）
 第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則（平成二二年三月二日政令第七六号）抄
 （施行期日）
 第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則（平成二二年二月二八日政令第三一〇号）抄
 （施行期日）
 第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十二年一月一日）から施行する。

附則（平成二三年三月二日政令第五八号）抄
 （施行期日等）
 第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附則（平成二三年三月二日政令第五八号）抄
 （施行期日等）
 第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附則（平成二四年三月二八日政令第五八号）抄
 （施行期日）
 第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則（平成二四年三月二八日政令第五八号）抄
 （施行期日）
 第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則（平成二四年三月二八日政令第五八号）抄
 （施行期日）
 第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則（平成二四年三月二八日政令第五八号）抄
 （施行期日）
 第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則（平成二五年三月二七日政令第八六号）抄
 （施行期日）
 第一条 この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附則（平成二五年七月三十一日政令第二二六号）抄
 （施行期日）
 第一条 この政令は、平成二十五年八月一日から施行する。

附則（平成二五年七月三十一日政令第二二七号）抄
 （施行期日）
 第一条 この政令は、平成二十五年八月一日から施行する。

附則（平成二五年九月二六日政令第二八二号）抄
 （施行期日）
 第一条 この政令は、平成二十五年十月一日から施行する。

附則（平成二六年三月二四日政令第七三三号）抄
 （施行期日）
 第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附則（平成二六年三月二四日政令第七三三号）抄
 （施行期日）
 第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附則（平成二六年三月二八日政令第八五三号）抄
 （施行期日）
 第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附則（平成二六年三月二八日政令第八五三号）抄
 （施行期日）
 第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附則（平成二七年三月二七日政令第一〇三三号）抄
 （施行期日）
 第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則（平成二七年三月二七日政令第一〇三三号）抄
 （施行期日）
 第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則（平成二七年九月三〇日政令第三四四号）抄
 （施行期日）
 第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附則（平成二七年九月三〇日政令第三四四号）抄
 （施行期日）
 第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附則（平成二八年三月三十一日政令第一二九号）抄
 （施行期日等）
 第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年三月三十一日政令第一二九号）抄
 （施行期日等）
 第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年三月三十一日政令第一二九号）抄
 （施行期日等）
 第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年三月三十一日政令第一二九号）抄
 （施行期日等）
 第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年三月三十一日政令第一二九号）抄
 （施行期日等）
 第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年三月三十一日政令第一二九号）抄
 （施行期日等）
 第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年三月三十一日政令第一二九号）抄
 （施行期日等）
 第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年三月三十一日政令第一二九号）抄
 （施行期日等）
 第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年七月二八日政令第二一四号）抄

第一条 この政令は、平成二九年八月一日から施行する。

附 則（平成三一年四月五日政令第一四六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成三十年改正法の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附 則（令和二年三月三十一日政令第一三八号）

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年四月一五日政令第一四四号）

この政令は、公布の日から施行し、令和二年四月一日から適用する。

附 則（令和四年三月二五日政令第一一八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（平成八年改正法による退職特例年金給付の支給の繰下げ等に関する経過措置）

第二条 第二条の規定による改正後の平成九年経過措置政令第十二条第一項の規定により読み替えられた平成八年改正法附則第三十三条第一項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下「一元化前国共済法」という。）第七十八条の二第二項の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、旧適用法人施行日前期間（平成八年改正法附則第三条第八号に掲げる旧適用法人施行日前期間をいう。以下同じ。）を有する者に係る平成八年改正法附則第三十三条第五項第三号に規定する退職特例年金給付の受給権を取得した日から起算して五年を経過していない者について適用する。

2 第二条の規定による改正後の平成九年経過措置政令第十二条第二項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十四号）第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行令（以下「一元化前国共済令」という。）第十一条の七の三の二第一項から第

三項までの規定は、施行日の前日において、旧適用法人施行日前期間を有する者に係る平成八年改正法附則第三十三条第五項第三号に規定する退職特例年金給付の受給権を取得した日から起算して五年を経過していない者について適用する。

3 第二条の規定による改正後の平成九年経過措置政令第十二条第二項の規定により読み替えられた一元化前国共済令附則第六条の二の十及び第六条の二の十三の規定は、施行日の前日において、六十歳に達していない者について適用する。

4 第二条の規定による改正後の平成九年経過措置政令第十二条第一項の規定により読み替えられた平成八年改正法附則第三十三条第一項の規定により適用するものとされた一元化前国共済法百十一条第一項（退職特例年金給付の返還を受ける権利に係る部分に限る。）及び第二項の規定は、施行日以後に生ずる当該権利について適用する。

附 則（令和五年三月三〇日政令第一一九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（受給権を取得した日から起算して五年を経過した日後の平成八年改正法による退職特例年金給付の請求に関する経過措置）

第二条 第二条の規定による改正後の平成九年経過措置政令第十二条第三項の規定は、この政令の施行の日の前日において、平成八年改正法附則第三十三条第五項第三号に規定する退職特例年金給付の受給権を取得した日から起算して六年を経過していない者について適用する。

附 則（令和六年四月二四日政令第一七四号）

この政令は、日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。